

第7章 経 営 局

第1節 農林漁業関係の税制

1 国税に関する改正

平成17年度における国税の改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、平成18年度税制改正において行うべき国・地方を通ずる個人所得課税の抜本的見直しを展望しつつ定率減税を縮減するとともに、住宅税制、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等について適切な措置が講じられた。

農林漁業関係税制については、農業経営の安定化・構造改革の促進、食品の流通・加工、環境対策の推進、農山漁村地域の活性化、森林・林業施策の推進及び水産政策の推進のための各種の税制上の特例措置を講ずるほか、期限の到来する特例措置の適用期限の延長及び一部見直し等所要の措置が講じられた。

各税法の改正法の施行日は原則として平成17年4月1日である。また、『Ⅲ 第162回国会において成立した（する）法律に基づく改正条項』に係る改正については各法の施行日による。

(1) 所 得 税 法

拡充事項

(ア) 小規模企業共済制度の適用対象として、農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業（農業の経営）を行う農事組合法人が認められたことに伴い小規模企業共済等掛金控除が適用されることとなった。（法第75条関係）

（注）本措置は、税制改正要望を行わずに措置

(イ) 寄付金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30％（現行25％）に引き上げられた。（法第78条）

(2) 登録免許税法

恒久的措置の創設事項

登録免許税法が改正されたことに伴い、次の登録について登録免許税が新たに課されることとなった。

(ア) 農産物検査法に係る登録免許機関の登録等（法別表第1第30の2）

(イ) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に係る登録検定機関の登録等（法別表第1第30の3）

(3) 租税特別措置法

ア 創設・拡充事項

(ア) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創設に伴い以下の特例措置が講じられた。

① 同族会社の留保金課税（3,000万円以下10％等）に係る課税停止措置に経営革新計画の承認事業者を追加。（措法第68条の2、第68条の109）

② 経営革新計画により取得する機械等の特別償却（30％）又は税額控除（7％）。（措法第10条の4、第42条の7、第68条の12）

(イ) 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度に旅館業を追加する（過疎地域並みの要件を満たす地域に限る）とともに、機械等の償却率を11％から10％に引き下げたうえ、適用期限が2年延長された。（措法第12条、第45条各条第1項表第1号・第2号、第68条の27第1項）

(ウ) 農地等の贈与税納税猶予制度の適用農業者が平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に特例適用農地等の全てを一定の農業生産法人に使用貸借する等の要件を満たす場合に贈与税の納税猶予を継続させる措置が創設された。（平成17年措法改正法附則第55条）

(エ) 農業信用基金協会等が保証業務の事業譲渡により抵当権を取得した場合の登録免許税の軽減措置（2年目まで0.2％→0.1％、3年目0.2％→0.15％）が創設された。（措法80条の4）

イ 適用期限の延長事項

次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された（(ア)(イ)は3年、(ロ)は1年）。

(ア) 1頭100万円未満の肉用牛を売却した場合に免税とする特例措置等（措法第25条、第67条の3、第68条の101）

(イ) 山林所得に係る森林計画特別控除（控除率：20％）。（措法第30条の2）

(ウ) 植林費の損金算入の特例措置（算入率：35％）。（措法第52条、第68条の38）

(エ) 農協等の貸倒引当金の特例措置（16％増）。（措

法第57条の9、第68条の59)

- (オ) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除（算入率：32%）。（措法第61条）
 - (カ) 農用地利用集積準備金（農業収入の9%、5年間）及び農用地等を取得した場合の課税の特例（圧縮記帳）。（措法第61条の2、第61条の3、第68条の64、第68条の65）
 - (キ) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例措置。（措法第66条の10、第68条の94）
 - ① 鉱工業技術研究組合法
 - ② 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法
 - (ク) 適格退職年金制度等の積立金に係る特別法人税（1%）の課税停止。（措法第68条の4）
 - (ケ) 産業活力再生特別措置法に基づく次の措置
 - ① 認定事業者の設備廃棄等に係る欠損金の繰戻し還付による還付の不適用の除外。（措法第66条の12、第68条の98）
 - ② 認定事業者が事業革新設備を取得した場合の特別償却（40%等）。（措法第11条の4、第44条の4、第68条の21）
 - (コ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）。（措法10条の4、第42条の7、第68条の12）
 - (コ) 過疎地域における工業用機械等に係る特別償却（機械及び装置11%等）。（措法第12条、第45条 各条第1項表第2号、第68条の27第1項）
 - (セ) 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率軽減措置（0.4%→0.15%）。（措法78条）
 - (ソ) 農業信用基金協会等が債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等の税率軽減措置（0.4%→0.1%）。（措法第78条の3第3項）
- ウ 整理合理化等事項
- 次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年延長された（(イ)については1年又は2年、(ウ)及び(キ)については縮減のみ）。
- (ア) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却（30%）又は税額控除（7%）について、自走式トレンチャー及び自走式畝立マルチ施肥機が除外された。（措法第10条の4、第42条の7、第68条の12）
 - (イ) 食品産業、畜産農家等が公害防止用設備（汚水処理用設備等）を取得した場合の特別償却率を機

- 械等は16%から14%、構築物は12%から10%に引き下げられた。（措法第11条、第43条、第68条の16 各条第1項表第1号）
- (ウ) 食品企業等が脱特定物質（フロン等）対応型設備を取得した場合の特別償却率が16%から14%に引き下げられた。（措法第11条、第43条、第68条の16 各条第1項表第1号）
- (エ) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP法）に基づく認定事業者が製造過程管理高度化設備等を取得した場合の特別償却率を機械等は12%から10%、建物等は6%から5%に引き下げられた。（措法第11条の8、第44条の8、第68条の25）
- (オ) 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却率を機械等は11%から10%、建物等は7%から6%に引き下げられた。（措法第12条、第45条 各条第1項表第3号、第68条の27第1項）
- (カ) 農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画を実施する認定農業者の農業用機械等の割増償却制度について、新規就農者の割増償却率が30%から20%に引き下げられた。（措法第13条の3、第46条の3、第68条の32 各条第1項第1号、第13条の3第1項第2号）
- (キ) 倉庫用建物等の割増償却制度について、適用対象者を流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する認定又は確認を受けたものに限定された。（措法第15条、第48条、第68条の36）
- (ク) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.8%）の対象区域が農用地区域内に限定された。（措法第77条）
- (ケ) 農業協同組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（1%→0.2%等）の税率について、2年目を所有権の移転登記にあっては0.2%から0.4%、地上権又は賃借権の移転登記にあっては0.1%から0.2%に引き上げられた。（措法第78条の2第2項、第3項）
- (コ) 森林組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の不動産の所有権の移転登記等の税率軽減措置（1%→0.2%等）の税率について、2年目を所有権の移転登記にあっては0.2%から0.4%、地上権又は賃借権の移転登記にあっては0.1%から0.2%に引き上げられた。（措法第78条の2第6項、第7項）

- (㌥) 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置について、適用対象から開発して耕作の目的に供される土地とすることが適当な土地が除外された（措法第76条）
- エ 廃止事項
 - 次に掲げる特例措置が廃止された。
 - (㍑) 産業活力再生特別措置法の認定事業者に係る特例措置について、共同事業再編計画に従って共同出資会社を設立するために現物出資した場合の譲渡益課税の特例措置（圧縮記帳）。（旧措法第66条、第68条の86）
 - (イ) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却。（旧措法第18条、第52条、第68条の39）
 - ① 鉱工業技術研究組合法
 - ② 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法
 - (㍒) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林業担い手育成施設に係る特別償却（建物7％等）。（旧措法第43条の3、第68条の18 各条第2項2号）
 - (㍔) 多極分散型国土形成促進法に基づく中核的民間施設に係る特別償却（7％）。（旧措法第43条の3、第68条の18 各条第1項1号）
 - (㍕) 増加試験研究費等の税額控除制度の範囲から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の試験研究を除外。（旧措法第10条、第42条の4、第68条の9 各条第1項）
 - (㍖) 牛海綿状脳症対策実施のため飼料安全法に基づき整備される飼料製造用機械等の特別償却制度（機械等18％等）。（旧措法第44条の8、第68条の25 各条第1項）
 - (㍗) 農林中央金庫等が特定漁業協同組合等から事業譲渡により不動産に関する権利等を取得した場合の所有権の移転登記等の登録免許税率の軽減措置。（旧措法第78条の2第3項）

オ その他

- (㍑) 農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予の特例の適用対象から、一定の特定遊休農地が除外された。（措法第70条の4、第70条の6）
- (イ) 農地等に係る相続税の納税猶予の特例について、特例農地等の全部を担保に供した場合であっても、3年毎に農業経営に関する事項等を記載した届出書の提出が義務付けられた。（措法第70条の6）

2 地方税に関する改正

平成17年度における地方税の改正は現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税の縮減、所得譲与税の増額、法人事業税の分割基準の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて国有提供施設等所在市町村助成交付金等について所要の改正が行われた。

施行日は原則として平成17年4月1日である。また、『Ⅲ 第162回国会において成立した（する）法律に基づく改正条項』に係る改正については各法の施行日による。

(1) 道府県民税及び市町村民税

延長事項

次に掲げる特例措置について適用期限が3年延長された。

- (㍑) 1頭100万円未満の肉用牛を売却した場合に免税とする特例措置。（法附則第6条）
- (イ) 適格退職年金制度等の積立金にかかる特別法人税の課税停止措置。（措法第68条の4による特別法人税の課税停止に伴うもの）

(2) 不動産取得税

ア 創設・拡充事項

農地等の贈与税納税猶予制度の適用農業者が平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に特例適用農地等の全てを一定の農業生産法人に使用貸借する等の要件を満たした贈与税の納税猶予の継続が認められるときに不動産取得税の徴収猶予を継続させる特例措置（3年間）が講じられた。（法附則第12条第5項）

イ 適用期限の延長事項

次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された。

- (㍑) 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき農業振興地域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除等）。（法附則第11条第3項）
- (イ) 入会林野整備等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置（入会権の持分相当額を減額）。（法附則第11条の4第3項）
- (㍕) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画、認定事業共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に対

する減額措置(税額から1/6を控除)。(法附則第11条の4第5項)

ウ 整理合理化等事項

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく林業経営改善計画の認定を受けた者が知事のあっせんにより林地を取得した場合の課税標準の特例措置について控除割合を取得価格の1/3から1/4に引き下げたうえ、適用期限が2年延長された。(法附則第11条第20項)

エ 特例措置の廃止

次に掲げる特例措置が廃止された(ア)については1年間の経過措置を講じる)。

- (ア) 食品流通構造改善促進法に基づき農林漁業金融公庫資金の貸し付けを受けて農業協同組合等が取得する保管、生産又は加工の用に供する共同利用施設に係る課税標準の特例措置。(法附則第11条第2項(旧法第73条の14第6項))
- (イ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置(取得価格の1/6控除等)。(旧法附則第11条第4項)

(3) 固定資産税・都市計画税

ア 整理合理化等事項

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減されたうえ、適用期限が2年延長された(ア)は1年延長)。

- (ア) 流通機能の高度化に寄与する倉庫等に対する課税標準の軽減措置(5年間1/2控除等)について、対象施設の保税蔵置場である倉庫が対象から除外された。(法附則第15条第3項)
- (イ) 地域エネルギー利用設備(木くず焚きボイラー)の課税標準の特例措置について、控除割合が引き下げられた(課税標準とされる価格の5/6から7/8)。(法附則第15条第14項)

イ 廃止事項

次に掲げる特例措置が廃止された(ア)(イ)については経過措置が講じられた)。

- (ア) 牛海綿状脳症対策実施のため整備される死亡牛の化製処理用家屋等の課税標準の特例措置。(旧法附則第15条第50項)
- (イ) 牛海綿状脳症対策実施のため飼料安全法に基づき整備される飼料製造家屋等の課税標準の特例措置。(旧法附則第15条第51項)

(4) 特別土地保有税

平成15年度税制改正において「課税停止」の扱いとなったことから、平成17年度税制改正では特別土地保有税の徴収猶予(非課税措置)に関して、平成16年度末で適用期限が到来するものについては、徴収猶予の根拠規定として適用実績があるものは2年延長し、ないものについては削除された。

(参考) 自民党税制調査会の整理として、非課税措置の適用を受けている特例措置において徴収猶予の適用を受けている場合に限り本措置を講ずるとされた(適用されていない場合は課税停止を適用され、実質的には影響は発生しない)。

なお、特別土地保有税の課税停止が解除される場合には、改めてその取り扱いを協議することとされている。

ア 徴収猶予制度の見直し

徴収猶予制度について以下の通り見直された。

- (ア) 非課税土地(法第601条)及び特例譲渡(法第602条)等に係る徴収猶予について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後は、原則として延長期間を最大10年間に制限された。なお、以下の場合には延長期間の終期から2年を超えない範囲で1回に限り延長を可能とする措置が講じられた。

① 土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施行に係る場合においては、上記による徴収猶予期間の延長が可能な期間内に当該期間を超える事業施行期間の認可を得ているときは、当該認可期間まで延長できる。

② 災害が発生した場合

③ なお、これらの見直しは、地方公共団体等が施行する土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係るもの、国又は都道府県が作成した総合的な地域開発計画に係るものについては適用しない。

- (イ) 特例譲渡として徴収猶予されている土地で、同条1項1号ニに規定される「宅地供給に資する土地」のうち一定の土地について、納税義務を免除する時期を現在の譲渡時から土地の造成等をし、譲渡をするための公募をした時点に見直された。

(ウ) 現状1回に制限されている計画変更(法附則31条の3の3)を2回可能とされた。

イ 適用期限の延長事項

次に掲げる特例措置について適用期限を2年延長された。

- (ア) 過疎地域における製造業等の用に供する土地に係る非課税措置。(法第586条第2項第1号の7)
- (イ) 半島振興対策実施地域における製造業等の用に

供する土地に係る非課税措置。(法第586条第2項第1号の17)

ウ 廃止事項

次に掲げる特例措置が廃止された。

- (ア) 山村振興法に基づく認定法人が保全事業等の用に供する土地に係る非課税措置。(旧法第586条第2項第1号の8)
- (イ) 離島振興対策実施地域における製造業等の用に供する土地に係る非課税措置。(旧法第586条第2項第1号の12)

(5) 事 業 所 税

ア 創設・拡充事項

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創設に伴い、承認経営基盤強化計画に従って行う事業の用に供する施設に対する資産割及び従業員割の非課税措置が講じられた。(法第701条の34第18号)

イ 整理合理化等事項

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減され、適用期限が2年延長された((イ)は縮減のみ)。

- (ア) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から委託を受けて食品循環資源の再生利用を業として行う者が再生利用の用に供する施設に対する課税標準の特例措置について、対象から食品循環資源飼料化設備が除外された。(法第701条の41表第5号)
- (イ) 多極分散型国土形成促進法に基づく中核的民間施設に係る特例措置について課税標準(事業所床面積)を1/2控除から1/3控除に引き下げ、情報処理施設、電気通信施設又は放送施設、教育施設及び医療施設が除外された。(法附則第32条の7第2項)

ウ 廃止事項

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の用に供する施設に対する課税標準の特例措置が廃止された。(旧法第701条の41表第4号)

3 第162回国会において成立した(する)法律に基づく改正条項

- (1) 平成16年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成17年法律第2号)

平成16年度の水田農業構造改革交付金等に係る特例措置が講じられた(個人は当該交付金等を一時所得扱い、法人は当該交付金等で固定資産を取得した場合は圧縮記帳)。(所得税・法人税)

- (2) 山村振興法の一部を改正する法律(平成17年法律第7号)

山村振興法が改正されたことに伴い、山村振興法に基づく認定法人が農林水産物の製造・加工事業等を単独で行う場合を追加するとともに、本制度の償却率を15%から13%に引き下げたうえ、適用期限が2年延長された。(措法43条の3、第68条の18 各条第1項)

- (3) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律(平成17年法律第16号)

農業近代化資金融通法及び漁業近代化資金融通法が改正されたことに伴い、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定の特例措置(価格に当該施設の取得価格に対する同法に基づく貸し付けを受けた価格の割合を乗じて得た額を価格から控除)について、農業近代化資金又は漁業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給にかかるものに限定された。

(地法第73条の14第6項)

- (4) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成17年法律第53号)

同法の改正に伴い、次の特例措置が講じられた。

- (ア) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(800万円)の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により特定遊休農地を特定農業法人に譲渡した場合が追加された。(所得税・法人税・住民税)(措法第34条の3第2項第3号、第65条の5第1項第3号、第68条の76第1項、地法附則第34条、第35条)
- (イ) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例における農用地区域等内にある土地等の買換えについて、特定農業法人の譲渡資産及び買換資産の範囲を限定した上、その適用対象に特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る買入協議により特定遊休農地を取得した場合が追加された。(法人税)(措法第65条の7～第65条の9、第68条の78～第68条の80)
- (ウ) 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置(2%→0.8%)について、適用対象となる農用地等の範囲を見直した上、その適用対象に特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る買入協議により特定遊休農地を取得した場合が追加された。(登録免許税)(措法第76条)
- (エ) 特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に基づく協議又は調停により特定遊休農地を取得した場合の

課税標準の特例措置(取得価格の1/3控除)。(不動産取得税)(旧地法附則第11条第38項)

(5) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第67号)

登録免許税法が改正されたことに伴い、日本農林規格による格付けの表示に係る登録認定機関又は外国登録認定機関の登録について登録免許税が新たに課されることとなった。(登録免許税法別表第一第30の3)

(6) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第74号)

登録免許税法が改正されたことに伴い、農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業民宿業者に係る登録実施機関の登録について登録免許税が新たに課されることとなった。(登録免許税法別表第一第30の4)

(7) 森林組合法の一部を改正する法律(平成17年法律第60号)

同法の改正に伴う税制措置については自民党税調において△法扱いとして整理され、既存特例に対する継続適用が講じられた。

4 そ の 他

1 抜 本 的

1 定率減税の縮減

所得税及び個人住民税に講じられていた定率減税について、所得税は所得税額の20%相当額(限度額: 25万円)から10%相当額(限度額: 12.5万円)に、個人住民税は個人住民税所得割額の15%相当額(限度額: 4万円)から7.5%相当額(限度額: 2万円)に引き下げられた。

(注) 上記の改正は、所得税については平成18年1月から、個人住民税については平成18年6月徴収分から実施する。

2 所得控除要件の追加

国民年金の保険料に係る社会保険料控除の適用について、当該保険料の支払いをした旨を証する書類を、確定申告書に添付等をし、又は年末調整の際に提出等をしなければならないこととされた。

(注) 上記の改正は、平成17年分以降の所得税について適用する。

3 住民税非課税措置の廃止

年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する個人住民税の非課税措置が廃止された。

(注) 条規の改正は、平成18年度分以降の個人住民税について適用する。ただし、経過措置として、平

成17年1月1日において65歳に達した者であって、前年の合計所得金額が125万円以下であるものについては、平成18年度分については所得割及び均等割の税額の3分の2を減額し、平成19年度分については所得割及び均等割の税額の3分の1を減額する措置を講ずる。

4 住民税の課税強化

(1) 特別徴収義務のある給与支払者は、当該給与支払者から給与の支払いを受けている者が退職した場合には、退職した日の属する年の翌年1月31日までに、当該給与の支払を受けていた者に係る給与所得の金額その他一定の事項を当該給与の支払を受けていた者の退職時における住所所在の市町村別に作成された報告書(給与支払い報告書)に記載し、これを当該市町村の長に提出するものとされた。

ただし、退職した年に当該給与支払者から支払を受けた給与の金額が30万円以下である者に係る給与支払報告書は、提出しないことが出来ることとされた。

(注) 上記の改正は、平成18年1月1日以降に退職した者について適用する。

(2) 都道府県知事が市町村長の同意を得て行う個人住民税の滞納処分等について、滞納処分等の実施期間の上限を1年(現行3月)とし、地域単位の要件を廃止するとともに、対象に都道府県が滞納処分等を行っている納税者の当該年度分の滞納に係る徴収金が追加された。

2 住宅・土地税制関係

1 住宅ローン税制の拡充

住宅借入等を有する場合の所得税の特別控除の適用対象となる既存住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅が加えられた。

(措令第26条第2項第2号)

(注) 上記の改正は、平成17年4月1日以降に既存住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合について適用する。

2 相続時精算課税制度の拡充

住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例について、適用対象となる既存住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅が加えられた。(措令第40条の5)

(注) 上記の改正は、平成17年4月1日以降に取得す

る既存住宅に係る贈与税について適用する。

3 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が2年延長された。(措法第91条)

3 金融・証券税制関係

1 特定口座の拡充・延長

(1) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例措置について、次の措置が講じられた。

① 平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間に、一定の要件の下で、特定口座に、自己が保管している上場株式等を、実際の取得日及び取得価格で受け入れることができることとされた。(措令附則第11条)

② 特定口座内保管上場株式等を特定口座の開設をしている証券業者に貸し付けた場合において、当該貸付期間後に返還される当該特定口座内保管上場株式等と同一の銘柄の上場株式等を、一定の要件の下で、当該特定口座に、当該貸し付けをした際に当該特定口座において管理された取得価格で受け入れることが出来ることとされた。(措令附則第11条)

(注) 上記の改正は、平成17年4月1日以降に貸し付ける特定口座内保管上場株式等について適用する。

③ 特定口座の取扱者の範囲に日本郵政公社が加えられた。(措法第37条の11の3)

(注) 上記の改正は、平成17年10月1日以降に設定される特定口座について適用する。

(2) 特定口座を開設する証券業者等に開設される特定管理口座(特定口座内保管上場株式等で上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき当該特定口座から移管により保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座をいう。)において、上場株式等に該当しないこととなった日以降引き続き保管の委託がされている当該株式(以下「特定管理株式」という。)につき、株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定管理株式を発行した株式会社の精算終了等の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたこととみなし、かつ、当該損失の金額として一定の金額は当該特定管理株式の譲渡したことにより生じ

た損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができることとされた。(措法第37条の10の2)

(注) 上記の改正は、平成17年4月1日以降に特定口座内保管上場株式等につき上場株式等に該当しないこととなった場合について適用する。

2 先物取引関係

先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の適用対象に、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成17年7月1日以降に金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引をし、かつ、当該取引所金融先物取引の差金等決済をした場合の当該差金等決済に係る当該取引所金融先物取引の事業所得及び雑所得が加えられた。(措法第41条の14)

3 公開株式関係

上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合の見なし配当課税の特例の適用期限を2年延長する。(措法第9条の6)

4 中小企業関係税制

次に掲げる特例措置が創設された。

1 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額等の特別控除(措法第10条の7、第42条の12、第68条の15の2)

(1) 青色申告書を提出する法人の各事業年度の所得の金額計算上損金の額に算入される教育訓練費の額が、その法人の直前2年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された教育訓練費の平均額を超える場合には、3年間の時限措置として、その超える部分の金額の25%相当額の税額控除が認められた。ただし、当期の法人税額の10%相当額を限度とする。

(2) 中小企業者等の特例

青色申告書を提出する中小企業者等については、上記の制度の適用に代えて、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額に対し次の控除率による税額控除が認められた。ただし、当期の法人税額の10%相当額を限度とする。

① 教育訓練費増加率(当期の教育訓練費の額からその直前2年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された教育訓練費の平均額を控除した金額のその平均額に対する割合)が40%以上…20%

② 教育訓練費増加率が40%未満…教育訓練費増

加率×0.5%

(注) 上記の措置は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

2 民法組合等の法人組合員の損失算入の規制（措法第67条の12、第68条105の2）

- (1) 組合債務の責任の限度が実質的に組合資産の価格とされている場合等には、その法人組合員に帰属すべき組合損失のうち当該法人組合員の出資の価格として計算される金額を超える部分の金額は、損金の額に算入しないこととされた。

- (2) 組合事業に係る収益を保証する契約が締結されていること等により実質的に組合事業が欠損にならないことが明らかな場合には、その法人組合員に帰属すべき組合損失の全額を損金の額に算入しないこととされた。

(注) 上記の改正は、原則として平成17年4月1日以降に締結される組合契約について適用する。

3 法人事業税の分割基準の見直し（地法第72条の48） 次の通り法人事業税の分割基準が見直された。

【改正前】

事 業		課税標準の分割基準
非製造業 (※)	銀行業 保険業 証券業	課税標準の1/2：事業所 課税標準の1/2：従業者数（資本金1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を1/2）
	その他 (運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等)	従業者数（資本金1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を1/2）
製造業		従業者数（資本金1億円以上の法人：本社の管理部門の従業者数を1/2、工場の従業者数を1.5倍）



【改正後】平成17年4月1日以降に開始する事業年度

事 業	課税標準の分割基準
非製造業 (※)	課税標準の1/2：事業所数 課税標準の1/2：従業者数
製造業	従業者数 (資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍)

※) 鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。

4 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）制定に伴う措置（所法第161条、措法第27条の2、第67条の13、第68条の105の3） 組合員の事業所得等の所得計算の特例

有限責任事業組合契約を締結している組合員が、当該組合契約に基づいて営まれる事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得を有する場合、政令で定める所得の損失額（総収入金額－必要経費）があるときは、出資の価格を基礎として政令で定めるところにより計算した金額〔出資額＋（総収入金額－必要経費）－配当額〕を超える部分に相当する金額は、その年分の不動産取得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入しない。

5 そ の 他

認定 NPO 法人制度の認定要件等の見直し（措令第39条の23）

認定 NPO 制度の認定要件等が次の通り見直された。

- (1) いわゆるパブリック・サポート・テスト（総収入金額のうちに寄付金総額の占める割合が5分の1以上であること）について、直前2事業年度の平均により算定する。ただし、各事業年度の割合が10分の1以上である場合に限る。
- (2) 共益的な活動の制限に係る要件（事業活動のうちに共益的な活動の占める割合が50%未満であること）について、次の通り見直された。

- ① 会員等の範囲から、単なる顧客を除外する。
 - ② いわゆるネットワーク型 NPO 法人 (NPO 法人等の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行うことを主たる目的とする NPO 法人) の会員等に対する助成事業のうち、特定公益増進法人又は認定 NPO 法人が参加する事業を共益的活動から除外する。
 - ③ その割合を直前 2 事業年度の平均により算定する。
- (3) 運営組織、経理及び事業活動に関する要件について、次の通り見直された。
- ① 役員及び社員の親族に係る要件について、親族の範囲を配偶者及び三親等以内の親族に限定する。
 - ② 事業費総額のうちに特定非営利活動事業の占める割合要件 (80%以上) について、直前 2 事業年度の平均により算定する。
 - ③ 受入寄付金総額の 70%以上を特定非営利活動に充当する要件について、直前 2 事業年度の平均により算定する。
- (4) 認定 NPO 法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類について、一定の簡素化が図られた。

第 2 節 農業経営基盤の強化

1 農業経営基盤強化促進法

農業経営の規模拡大と農用地の効率的な利用の促進を図ることを目的に、昭和 50 年に農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により農用地利用増進事業が創設された。また、昭和 55 年にはこの事業をさらに発展させ、地域全体として農業生産力の増進を図るため、農用地利用増進法が制定され、さらに、平成元年の一部改正を経て、地域の実情に応じた農用地の有効利用と流動化の促進に着実な成果をあげてきた。

その後、近年の農業・農村をめぐる状況の変化に対応して、平成 5 年、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的に、農用地利用増進法を一部改正し、法律名を「農業経営基盤強化促進法」(以下「基盤強化法」という。)と改めた。

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村が、それぞれ農業経営基盤の強

化のため、基本方針 (基盤強化法第 5 条の規定に基づき都道府県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針をいう。以下同じ。)及び基本構想 (基盤強化法第 6 条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。)を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、農地保有合理化法人に関する事項等を定めた。

(2) 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する。

この認定農業者に対しては、農林漁業金融公庫による低利融資、農業委員会による農地利用集積の支援、税制上の特例措置、等の施策を重点的に実施することとしている。

(3) 農業経営基盤強化促進事業

農用地利用増進法の一部改正に伴い、農用地利用増進事業を農業経営基盤強化促進事業と改め、育成すべき農業経営基盤の強化を総合的に推進する。

ア 利用権設定等促進事業

貸し借りを中心に農用地等の権利移動を円滑に進める事業で、市町村が農地の貸し手、借り手の間を調整して、権利の設定、移動をまとめた「農用地利用集積計画」を作成、公告することにより農用地等の貸借、売買を行うものである。

イ 農用地利用改善事業

一定地域内の農業者等が協力し、作付地の集団化、農作業の効率化等及びこれらを実施するに当たって必要となる農地利用調整等を進めるための申し合わせ (農用地利用規程) を持った組織を作り、その意向に基づき農用地の有効利用と総合的な農業生産力の向上を進めようとするものである。なお、特に農用地の受け手がいない地域等、将来の農業の担い手の確保に不安がある地域においては、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する農業生産法人や団体を農用地利用規程に明確化 (特定農業法人・特定農業団体) し、当該法人・団体への農用地の利用集積を円滑に推進するための支援措置を講じている。

ウ その他農業経営基盤の強化を促進する事業

地域の労働力、機械、施設を有効的に利用するために、農作業受委託のあっせん、受託農業者の組織化等により農作業の受委託を促進するとともに、農業従事者の養成及び確保を促進しようというもので

ある。

(4) 体系的な遊休農地対策

都道府県、市町村において遊休農地の発生防止・解消を図るための基本的な計画を策定し、明確な方針の下に、総合的な遊休農地対策に取り組むとともに、農業委員会による指導、市町村長による勧告及び農地保有合理化法人による買入等の協議などの農地所有者等の合意を前提とする措置に加え、都道府県知事の裁定による賃借権の設定、市町村長による遊休農地所有者等に対する措置命令等の措置など、体系的に遊休農地対策に取り組むものである。

(5) 特定法人貸付事業

農用地の適正かつ効率的な利用が担保されるよう、賃借権または使用貸借による権利に限定する等の仕組みとした上で、農業生産法人以外の法人による農用地の権利取得の途を拡大し、市町村又は農地保有合理化法人が、市町村基本構想に従い、一定の要件を満たす農業生産法人以外の法人に対し農用地の貸付けを行うことができることとした。なお、本事業は構造改革特区を全国展開するものとして平成17年9月に創設された。

第3節 農業者年金制度の推進

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

具体的には、農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）に基づき、昭和45年10月に設立された特殊法人農業者年金基金が、

- ① 農業者年金事業
- ② 離農給付金支給事業
- ③ 農地等の売買賃借及び融資業務

を行ってきた。

しかしながら、その後、高齢化の進展、若い担い手の不足による経営移譲率の低下、1人で受給者約3人を支える構造、保険料負担の増嵩等による保険料収納率の低下等、農政上・年金財政上の大問題に直面した。

このため、食料・農業・農村基本法の理念に即し、国民一般が納得し得る政策年金として再構築することとし、平成13年6月に、農業者年金基金法の一部改正を行い、平成14年1月に新制度に移行したところである。

1 新制度の概要

- (1) 政策目的については、食料・農業・農村基本法の理念に即し、担い手の確保に転換、
- (2) 加入要件については、農地の権利名義を有する者から農業に従事する者に変更、
- (3) また、財政方式については、従来の加入者の納付保険料で受給者の年金給付を賄う賦課方式から、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる積立方式に変更、
- (4) さらに、意欲ある担い手に対し、政策支援を行うこととする。

ア 対象者については、

- (ア) 60歳までに20年以上加入することが見込まれる者
- (イ) 必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者
 - a 認定農業者又は認定就農者で青色申告者
 - b aの者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者
 - c 認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者
 - d 35歳未満の後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

イ 政策支援割合は、3／10を基本とし、2／10から5／10の支援を行う。

ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。

- (5) 昭和32年1月1日以前生まれの者で旧制度の経営移譲をした場合には経営移譲年金を受給することができる。この経過的な経営移譲を補完するために農業者年金基金は農地等の借入れ、貸付けの業務を経過的に行う。

2 被保険者等の状況（17年度末）

加入者数	81,713人
被保険者数	63,382人

3 独立行政法人化

特殊法人改革の一環として、平成13年12月19日、「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、この中で、農業者年金基金については、独立行政法人化すること

とされた。

これを受け、平成14年10月、基金を独立行政法人化する法案を提出し、可決・成立、平成15年10月1日に基金は独立行政法人へ移行した。

第4節 災 害 対 策

平成17年は、台風、豪雨による災害により、農林水産関係にも大きな被害が発生した。

平成16年12月下旬頃から短い周期で冬型の気圧配置となり、寒暖の変動の大きな状態が冬を通じ継続した。北日本日本海側の降雪量は平年を上回り、東日本以西の日本海側の降雪量は平年を下回ったが、東北地方や北陸地方の山沿いでは大雪となった地域もあった。

地震については、3月20日に震度6弱の福岡県西方沖地震が発生、7月23日には震度5強の千葉県北西部を震源とする地震が発生、8月16日には震度6弱の宮城県沖を震源とする地震が発生した。

6月には梅雨前線が南西諸島から本州南岸に停滞することが多く、南西諸島では記録的な多雨となったが、6月終わりがごろからは梅雨前線が本州に停滞することが多くなり、北陸地方などで大雨となった。梅雨入りは概ね平年よりも遅く、東北地方を除き梅雨明けはほぼ平年並か早かった。4月以降に少雨が続いた東日本太平洋側から西日本にかけては、6月の降水量が記録的に少なくなったことから四国地方を中心に渇水状況となった。その後、9月初めに上陸した台風第14号の降雨により渇水状況は概ね解消したが、秋の降水量も少なかったことから西日本や南西諸島の一部では渇水状況となった。

台風については、台風の発生数は23個（平年26.7個）と少なかった。また、台風第14号の上陸により九州地方を中心に大きな被害があったが、上陸数は3個（平年2.6個）、接近数は12個（平年10.8個）と平年並だった。盛夏期から秋にかけて太平洋高気圧が西に張り出したため、台風は日本の南海上に西進することが多かった。

これらの災害により、農地・農業用施設、林地、林道、森林、農産物、営農施設、漁港、漁業用施設等に大きな被害が発生し、平成17年の農林水産業関係被害は、農林水産物で約200億円、農林水産業施設で約2,000億円の合計総額約2,200億円の被害額となった。

主な災害及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

1 地震による災害

(1) 福岡県西方沖地震

ア 災害の状況

平成17年3月20日10時53分頃、福岡県西方沖の深さ9km（暫定値）でM7.0（暫定値）の地震が発生し、福岡県福岡市中央区、東区及び佐賀県みやき町で震度6弱を記録した。その後、4月20日に震度5強を記録した。

この地震により、福岡県福岡市（特に玄界島）等に重大な被害が発生し、死者1名、負傷者1,087名、住家全壊133棟、住家半壊244棟、住家一部破損8,620棟となった。

農林水産関係では、農地58箇所、農業用施設等141箇所、林地荒廃等14箇所、林道等30箇所、水産関係施設（漁港、漁業用施設等）83箇所、卸売市場及び営農施設等に、総額で128億円の被害が発生した。

イ 農林水産省及び政府の対応

農林水産省では発災後直ちに連絡体制を整備し、「福岡県西方沖地震関係局庁連絡会議」を設置（3月20日11:00）、3月20日18:00に会議（計4回）を開催した。

3月26日には小泉総理大臣を中心とした政府調査団（農林水産省からは水産庁の担当官3名を派遣）が現地調査に、4月16日には加治屋農林水産大臣政務官が玄界島を現地調査に、4月20日には岩永農林水産副大臣が福岡市中央卸売市場等を現地調査した。

政府は、「福岡県西方沖を震源とする地震災害対策関係省庁連絡会議」（内閣府防災担当主催）を3月20日20:00（計3回）に開催した。

被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に依頼（3月22日）。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- ② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等
- ③ 保険対策として、農業共済金の支払い

(2) 宮城県沖地震

ア 災害の状況

平成17年8月16日11時46分頃、宮城県沖の深さ42

km（暫定値）で M7.2（暫定値）の地震が発生し、宮城県川崎町で震度 6 弱を記録した。また、津波注意報が 11：50 に発表され、宮城県石巻市鮎川では 12：12 に最大波 10cm を記録し、その後、津波注意報は 13：15 に解除となった。

この地震により、負傷者 100 名、住家全壊 1 棟、住家一部破損 984 棟となった。

農林水産関係では、農地 15 箇所、農業用施設等 41 箇所、水産関係施設（漁港 19 漁港）、卸売市場、営農施設等及び果樹を中心とした農作物等に、総額で 5 億円の被害が発生した。

イ 農林水産省及び政府の対応

農林水産省では発災後直ちに連絡体制を整備し、「宮城県沖を震源とする地震に関する関係局庁連絡会議」を 8 月 16 日 13：15 に開催した。

8 月 16 日には関係省庁合同情報先遣チーム（農林水産省からは経営局及び水産庁担当官）が現地に派遣された。

政府は、「宮城県沖を震源とする地震災害対策関係省庁連絡会議」（内閣府防災担当主催）を 8 月 16 日 18：20 に開催した。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、漁港施設災害復旧事業
- ② 保険対策として、農業共済金の支払い

2 台風等豪雨災害

(1) 梅雨前線豪雨（6/27～7/15）

ア 災害の状況

6 月 27 日から 7 月 4 日にかけては、東北地方や西日本に梅雨前線が停滞し東北地方、北陸地方、中国地方、四国地方などの各地で大雨となった。特に、6 月 27 日には新潟県で日降水量が 200mm を超え、28 日には同県で 300mm を超えたほか、石川県と富山県で 200mm を超えるなど北陸地方で大雨となった。また、7 月 3 日には山口県で 300mm を、愛媛県で 200mm を超え、4 日にも長野県で 200mm を超えた。

7 月 5 日から 7 月 6 日にかけては、九州地方に梅雨前線が停滞し九州地方を中心に大雨となり、特に、梅雨前線が九州地方南部に南下した 6 日には熊本県で猛烈な雨が降った。

7 月 8 日から 7 月 15 日にかけては、西日本から東日本にかけて梅雨前線が停滞し九州地方を中心に広い範囲で大雨となり、7 月 9 日には和歌山県や静岡県で日降水量が 200mm を超えた。また、7 月 10 日には

熊本県で明け方に一時猛烈な雨が降り、日降水量が 300mm を超えた。

この大雨の影響で、行方不明者 1 名、負傷者 7 名、住家一部破損 2 棟、床上・床下浸水 684 棟の災害が発生した。

農林水産関係では、農地 3,994 箇所、農業用施設 4,223 箇所、林地荒廃等 547 箇所、林道施設 1,711 箇所、水産関係施設、営農施設等、水稻及び大豆を中心とした農作物等に、総額 348 億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は 6 月 28 日 14：15 に「東北地方及び北陸地方の大雨に関する関係局庁連絡会議」を開催、その後会議名を「梅雨前線の大雨に関する関係省庁連絡会議」に改め、会議を開催（計 4 回）した。

政府は、この災害に対し、「平成 17 年 6 月 27 日から 7 月 15 日までの間における梅雨前線による豪雨により発生した災害（梅雨前線豪雨）」として激甚災害の指定（平成 17 年 9 月 9 日政令第 296 号）（5 条及び 24 条関係）を行った。及び「平成 17 年 6 月 27 日から 7 月 15 日までの間の梅雨前線による豪雨により発生した災害」として局地激甚災害の指定（平成 18 年 3 月 10 日政令第 6501 号）を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業
- ② 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金の支払い

(2) 台風第 14 号

ア 災害の状況

大型で非常に強い勢力の台風第 14 号は、9 月 6 日 13 時頃に熊本県天草下島を通過し、同日 14 時過ぎに長崎県諫早市付近に上陸した後、九州地方北部を通過し、同日夜には山陰沖に抜け、速度を速めながら日本海を北東に進んだ。8 日朝には北海道北部に再上陸し、その後オホーツク海に抜け、同日 15 時には温帯低気圧となった。

9 月 1 日から 2 日にかけて、本州付近に停滞した前線の影響により秋田県で大雨となり、3 日には、台風の北上に伴って前線活動が活発化したことにより鳥取県で大雨となった。

3 日から 8 日にかけて、台風の影響が加わり各地で大雨となり、特に、九州、中国、四国地方では降り始めからの総雨量が 9 月の月間平均雨量の 2 倍を超え、宮崎県では総雨量が 1,000 ミリを超えた。また、

台風の影響、上陸に伴い各地で暴風となった。

この暴風雨により、死者・行方不明者29名、負傷者179名、住家の全壊1,178棟、住家の半壊3,504棟、住家の一部破損2,770棟、床上・床下浸水21,160棟の災害が発生した。

農林水産関係では、農地10,259箇所、農業用施設等6,742箇所、林地荒廃等1,196箇所、林道等6,779箇所、森林被害394ha、漁港被害109漁港150箇所、水産関係施設、営農施設及び水稲、果樹を中心とした農作物等に、総額1,429億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省では9月2日に連絡体制の整備をし、9月5日9:40に「台風第14号に関する関係局庁連絡会議」を開催（計4回）した。

岩永農林水産大臣が宮崎県下を現地調査（9月13日）。

常田農林水産副大臣及び加治屋農林水産大臣政務官が鹿児島県下を現地調査（9月16日）。

9月9日宮崎県に政府調査団（農林水産省からは経営局、林野庁）が派遣された。

政府は、「台風第14号に関する災害対策関係省庁連絡会議」（内閣府防災担当主催）を9月6日16:00に開催（計2回）した。

各地方農政局において「災害対策本部」を設置した（9月5日、6日）。

各森林管理局において「災害対策緊急連絡本部」、「災害対策本部」、「災害対策連絡本部」を設置した（9月6日、7日）。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に依頼（9月13日）。

また、農作物等の被害にかかる迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知した（9月7日）。

台風第14号の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について各地方農政局等に通知した（9月5日）。

政府は、この災害に対し、「平成17年9月1日から同月8日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第14号）」として激甚災害の指定（平成17年10月28日政令第329号）（3条、4条、5条、6条、12条（一部）、16条、17条、19条及び24条関係）を行った。

ウ 講じた主な対策

① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、災害関連農村生活環境施設復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害

関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、漁業用施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業

② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

3 大雪による災害

平成17年1月からの降雪等

ア 災害の状況

平成16年12月下旬以降は冬型の気圧配置が継続的に現れ、寒暖の変動が大きい状態が続いた。特に、年末年始、1月10日前後、2月初めに冬型の気圧配置が強まり、北日本や北陸の山沿いでは大雪となった。また、3月上旬前半には強い冬型の気圧配置が強まり、さらに3月中旬には強い寒気が通過したことにより、北日本から中国地方にかけての日本海側の地方を中心に大雪となった。

これらの降雪及び雪解けによる融雪により、農林水産関係では東北、関東、北陸、中国地方の一部で、農作物等、林野関係等に被害が発生した。

農林水産関係では、農地405箇所、農業用施設616箇所、林地荒廃138箇所、林道施設等268箇所及び果樹を中心とした農作物等に、総額で195億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の対応

政府は、この災害に対し、「平成17年2月5日から5月15日までの間の融雪による災害」、「平成17年2月9日及び同月10日の融雪による災害」、「平成17年3月26日から同月29日までの間の融雪による災害」として局地激甚災害の指定（平成18年3月10日政令第6501号）を行った。

ウ 講じた主な対策

① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業

② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金の支払い

4 農林水産業防災対策関係予算

17年度の農林水産業防災対策関係予算は、表3のとおりである。

表3 農林水産業防災対策関係予算

(単位：百万円)	
事 項	17年度予算額
1 災害予防	26,491
(1) 防災施設整備の整備	26,445
情報収集・伝達体制の整備	19
緊急時の農業水利施設の活用	47
渇水対策のための農業水利施設整備	29
漁港漁村の防災対策施設の整備	23,255
農山村の防災機能強化の促進	927
農地・農業用施設災害の支援技術の強化	10
防災営農対策事業	1,376
防災林業対策事業	3
林野火災予防施設の整備等	779
林野火災予防施設の整備等 (森林づくり交付金)	4,431の内数
(2) その他	46
山地等防災 GIS の整備	46
2 国土保全	268,035
(1) 治山事業	115,567
国有林治山事業	27,820
民有林直轄治山事業	6,574
治山事業	6,391
治山計画等に関する調査	183
民有林補助治山事業	81,173
治山事業	51,204
水土保全林整備治山事業	25,530
共生保安林整備事業	4,439
(2) 地すべり対策事業	19,538
農振局分 直轄	2,969
補助	5,360
林野庁分 直轄	4,987
補助	6,222
(3) 海岸事業	20,737
農振局分 直轄	3,824
補助	5,677
水産庁分 直轄	32
補助	11,204
(4) 農地防災事業	102,271
国営総合農地防災事業	44,060
農地防災事業	56,605
水資源機構	1,599
防災対策調査	7
(5) 災害関連事業	5,465
農業用施設	132
災害関連緊急地すべり対策事業	199
農村生活環境施設	235
海岸保全施設等	3
直轄地すべり対策災害関連緊急事業	136
農地災害関連区画整備事業	109
直轄治山等災害関連緊急事業	104
国有林野内直轄治山災害関連事業	625
災害関連緊急治山等事業	1,996

林地崩壊対策事業	58
森林災害復旧事業	1,036
国有林森林災害復旧造林事業	111
災害関連山地災害危険地区対策事業	52
災害関連山村環境施設復旧事業	10
漁港等	57
後進地域特例法適用 団体補助率差額	602
(6) 地盤沈下対策事業等	3,341
(7) その他の事業	1,116
保安林整備管理事業	830
特殊地下壕対策事業	36
鉱毒対策事業	250
3 災害復旧等	141,070
(1) 災害融資	410
(2) 災害保険	126,078
農業共済保険	102,052
森林保険	5,650
漁業共済保険	8,567
漁船損害保険	9,809
(3) 災害復旧	14,582
ア 公共土木施設	1,776
直轄事業	549
直轄地すべり防止施設復旧事業	76
直轄治山施設	148
直轄漁港	325
補助事業	1,227
治山施設	374
海岸等	89
漁港	764
イ 農林水産業施設	10,306
直轄事業	232
農業用施設	232
補助事業	10,074
農地	1,613
農業用施設	6,970
林道	1,364
共同利用施設	100
漁業用施設	27
ウ 国有林(林道分)	2,500
	[13,800]
合 計	435,596
(注) [] 書きは、農林漁業金融公庫融資額で外数である。	

第5節 規模拡大・農地流動化対策

1 農地流動化の状況

農地の流動化については、昭和50年以降、所有権移転(売買)によるものから利用権の設定(貸借等)によるものに重点が移ってきている。

近年の規模拡大につながる売買と貸借等を合わせた年間の農地の権利移動面積については、平成5年から平成7年までは毎年9万ha台、平成8年から平成10年までは毎年11万ha台、平成11年から平成14年までは毎年13万ha台、平成15年は14万ha台、平成16年は15万ha台と増加傾向で推移してきている。

平成16年の農地の権利移動面積は15万7千haとなり、前年より1万5千ha上回った。このうち、貸借等によるものが約8割を占めており、中でも農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、権利移動面積全体に占める割合が平成5年の66%から平成16年の77%へと上昇している。

また、農地の権利移動は伴わないが実質的な規模拡大につながる農作業受委託は、2000年農業センサスによると、水稲作販売農家のうち農作業を受託した農家の割合は7%、委託した農家の割合は53%を占めている。

2 農地流動化対策

食料・農業・農村基本法が目指す効率のかつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、各種の施策を総合的に実施している。

(1) 農地利用集積対策

ア 担い手農地情報活用集積促進事業

(ア) 担い手農地情報活用事業

耕作放棄地の増加や担い手の不足が深刻な地域を中心に、インターネット等により農地情報を集積・公開し、地域外から広範に農地の引き受け希望者を募集できる仕組み（「農地情報集積の場」を活用した農地取引）を構築する。

(イ) 担い手農地集積促進支援事業

認定農業者が経営規模拡大を行う場合、当該認定農業者及び当該認定農業者に貸借権の設定等を行う者を構成員とする農用地利用改善団体等が行う規模拡大に伴う集団的・効率的な農地利用のための活動等に対して、農地集積促進費を交付する。

(ロ) 担い手農地集積促進整備事業

育成すべき農業経営への農用地の利用集積を促進するため、農地利用集積推進計画及び農地利用図（農地利用プラン）を作成する場合に、必要に応じて農地利用プランの達成に必要な場条件の簡易な整備を実施する。

（予算額 13億5,415万4千円）

イ 強い農業づくり交付金（農地利用集積の推進）のうち認定農業者利用調整推進

認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出があった場合に農業委員会が行う利用調整活動を支援する。

（予算額 470億892万2千円の内数）

ウ 強い農業づくり交付金（農地利用集積の推進）のうち水田農業経営構造確立緊急対策

米政策改革を促進し、望ましい生産構造を実現するため、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を立てた地域が目標を実現するために必要とする機械及び施設等の整備等を支援する。（本事業の詳細は、第7節を参照。）

（予算額 470億892万2千円の内数）

(2) 農地保有合理化事業

ア 農地保有合理化事業

昭和45年に創設され、平成5年には農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するために行う次の事業からなる。

(ア) 農地売買等事業

経営規模縮小農家等から農用地等を買入れ又は借り受けて、当該農用地等を認定農業者等に売り渡し又は貸し付ける事業

(イ) 農地売渡信託等事業

離農又は規模を縮小しようとする農家から農地保有合理化法人が農用地等の売渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を引き受けた農用地等の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業

(ロ) 農地貸付信託事業

不在村農地所有者の農用地等を農地保有合理化法人が貸付けの方法により運用することを目的に信託を引き受ける事業

(ハ) 農業生産法人出資育成事業

農地保有合理化法人が買入れた農用地等を農業生産法人に現物出資又は農地の仲介と併せて金銭出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業

(ニ) 研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農希望者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業

平成16年度における農地保有合理化事業の実績は表4のとおりである。

表 4 農地保有合理化事業の実績（平成16年度）
（単位：件、ha）

	買入れ	売渡し	借受け	貸付け
件 数	4,599	4,682	28,630	22,881
面 積	7,016	7,019	11,375	11,978

(カ) 農地保有合理化関連事業

a 農地保有合理化担い手育成地域推進事業

認定農業者へ集中的に利用集積をする必要がある地区を特定し、土地利用調整活動等を実施

している。

b 農地移動適正化あっせん事業

昭和44年の農振法制定を受けて創設されたもので、農業委員会が農用地区域内の土地の権利の設定又は移転について、その権利の移動が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあっせんする事業である。

事業実績は表 5 のとおりである。

表 5 農地移動適正化あっせん事業実績

（単位：件、ha）

事業実施 市町村数	売 買		交 換		賃 貸 借		そ の 他		総 数		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
15年度	1,286	8,424	11,083	200	35	16,610	19,222	1,128	2,166	26,362	32,507
16年度	1,015	8,324	12,555	401	145	15,799	19,609	1,539	1,221	26,054	33,520

イ 農地保有合理化法人

都道府県の定める基本方針に位置付けられた都道府県農業公社については、全都道府県で農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化法人の承認の諸手続が完了している。（47法人）

市町村の定める基本構想に位置付けられ、農地保有合理化法人の承認の諸手続が完了した法人数は、平成17年4月で、市町村農業公社が161、農業協同組合が397、市町村が17となっている。

ウ (社)全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会は昭和46年に設立され、平成7年2月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地保有合理化法人の行う業務を支援する法人として「農地保有合理化支援法人」の位置付けがなされ、同年4月に社団法人全国農地保有合理化協会が農林水産大臣より指定を受けた。

事業内容は、農地保有の合理化、農用地の整備その他農業構造の改善に資する事業についての啓発、宣伝及び推進、農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導助言、農地保有の合理化に要する資金の供給、助成、債務の保証、その他各種調査・研究等である。

3 耕作目的の農地移動等の状況

(1) 耕作目的の農地移動の状況

ア 総数の動向（農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法）

平成16年1年間の耕作目的の農地の総権利移動（農地法第3条と農業経営基盤強化促進法による利

用権の設定等の合計）は、全体で34万7,090件（対前年比104.6%）、19万9,023ha（同107.7%）となった。

イ 自作地有償所有権移転（農業経営基盤強化促進法によるものを含む。）

自作地有償所有権移転は、平成16年は都府県は減少したものの、北海道は増加を示しており、全国では7万88件（対前年比97.8%）、3万1,568ha（同100.8%）であった。

ウ 農地法第3条による賃借権の設定等

(ア) 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成16年は6,588件（対前年比113.3%）、4,240ha（同110.4%）となった。

(イ) 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、昭和51年の農業者年金制度の改正以降、経営移譲年金受給のための権利設定などに伴って推移してきており、平成16年は1万6,735件（対前年比93.4%）、2万6,993ha（同90.9%）となった。

エ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定

利用権の設定（農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定・使用貸借による権利の設定・農業経営の委託による権利の設定）は、平成16年は22万6,248件（対前年比108.1%）、12万1,057ha（同113.0%）となった。

(2) 賃貸借の解約、利用権の終了の状況

ア 農地法第20条に基づく賃貸借の解約等（転用目的の解約等を含む。）

農地法第20条に基づく、農地法等による賃貸借の解約及び農業経営基盤強化促進法による利用権の中

途解約は、平成16年は3万4,536件（対前年比100.9%）、1万7,328ha（同106.5%）となっており、件数、面積ともに増加を示した。

- イ 農業経営基盤強化促進法による利用権の終了
農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成16年中に利用権が終了したものは11万4,843件（前年比101.6%）、4万7,029ha（106.5%）であった。

ウ 利用権の再設定

利用権（賃借権のみ）が終了したもの（再設定の有無不明を除いたもの）のうち、平成16年中に利用権を再設定したものは件数で75.1%（面積71.4%）を占めており、再設定予定のもの（平成16年中には再設定しなかったが、平成17年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの）は、件数で8.9%（面積12.1%）を占めている。

第6節 農業委員会等に対する国庫補助

17年度は、①農業委員会の経費として農業委員会交付金100億5,913万8千円及び農業委員会費補助金1億3,739万2千円、②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議会議員手当等負担金6億784万4千円、③全国農業会議所の経費として農業経営対策事業推進費補助金5,492万1千円の総計108億5,929万5千円が計上された。

また、このほか、17年度に創設した強い農業づくり交付金（農業・食品産業強化対策推進交付金）470億892万2千円の内数として、農業委員会及び都道府県農業会議が事業実施主体となるメニューが措置された。

この内訳は、農業委員会については、農地法等によりその権限に属せられた事項の円滑な処理を期するための委員手当及び職員設置費等の経費のほか、農地法の規定に基づき実施する農地調整事務処理事業及び標準小作料改訂事業並びに農業委員会の持つ農地・農家等の情報を効率的に管理・活用できる体制を整備するための農地地図情報システム等の普及推進、広域連携活動、認定農業者の申し出による農地利用調整活動等を実施するための経費である。

都道府県農業会議については、農地法によりその所掌に属せられた事項の処理に要する経費（会議員手当及び職員設置費）のほか、農業及び農業者に関する調査・研究、認定農業者等の簿記記帳等による経営改善、関係団体との共同事務局の設置、農業委員会委員等の研修、農業委員会の行う事務等への協力、農地調整に係る現地調査等に要する経費である。

また、全国農業会議所については、農業及び農業者に関する調査・研究及び啓もう・宣伝、国際活動の推進並びに都道府県農業会議及び農業委員会が行う認定農業者等の経営管理能力向上のための事業の指導等に要する経費である。

なお、農業委員会数は、18年3月1日現在1,987委員会である。

第7節 経営構造対策等

(1) 強い農業づくり交付金のうち経営力の強化

農林水産関係補助事業の統合・交付金化に伴い、従前の補助事業である経営構造対策事業、アグリ・チャレンジャー支援事業、水田農業経営構造確立緊急対策事業及び経営構造対策推進事業の一部を強い農業づくり交付金に統合した。

ア 経営構造対策推進

経営構造対策推進は、経営構造対策（イ参照）、アグリチャレンジャー支援（ウ参照）及び水田農業経営構造確立緊急対策（エ参照）の円滑かつ適正な実施及び確実な効果の発現を図るため、都道府県及び地域段階において次の諸活動を実施するものである。

(ア) 都道府県段階

指導助言体制の整備、指導推進会議の開催、評価活動等の支援、情報の収集及び提供、経営確立指導調査、経営構造対策等の点検評価、評価手法研修会の開催、調査及び研究等

(イ) 地域段階

事前評価活動及び成果目標の達成阻害要因の分析活動等

イ 経営構造対策

経営構造対策は、効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、農業生産を核とした加工・流通・販売等への取組を通じて地域農業の担い手の育成及び確保に結びつく機械及び施設等の整備等を支援するものである。

(ア) 事業内容

a 経営構造施設等整備

認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備

b 経営構造施設等整備附帯事業

経営構造施設等整備の効果的かつ円滑な実施

を図るために必要となる調整活動及び実践的知識・技術の習得活動等

(イ) 成果目標

事業開始年度から 5 年度目（担い手育成緊急地域（経営の零細な農家が多くを占める地域）においては、3 年度目）を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 構造改革重点目標

(a) 認定農業者の育成【必須設定】

(b) 担い手への農地の利用集積

① 利用集積率【必須設定】

② 連担化率【任意設定】

（担い手育成緊急地域の場合）

(c) 認定農業者等の育成【必須設定：i～iiiのうち 1 項目以上を選択】

① 認定農業者の育成

② 農業生産法人の設立

③ 特定農業団体の設立

(d) 担い手への農地の利用集積

① 利用集積率【必須設定】

② 連担化率【任意設定】

b 地区選択目標

地域の課題や取組の方向性を踏まえ、定量的な目標を自由に設定する。

(ウ) 達成すべき成果目標の基準

目標値が次のいずれかの基準を満たしていること

a 認定農業者数が計画時に比べ 50% 以上増加又は計画時から目標年度までの間の認定農業者の増加率が当該市町村の過去 5 年間の認定農業者の増加率以上

b 担い手農地利用集積率が 60% 以上（沖縄県にあっては 40% 以上）に達する又は現状より 10 ポイント以上増加

（担い手育成緊急地域の場合）

目標値が次のいずれかの基準を満たしていること

c 認定農業者数が現在に比べ 1 名以上増加

d 農業生産法人を 1 組織以上設立

e 20ha（中山間地域等にあっては、10ha）以上の農業経営の規模を有する特定農業団体を 1 組織以上設立

f 担い手農地利用集積率が 30% 以上に達する又は現状より 5 ポイント以上増加

ウ アグリチャレンジャー支援

アグリチャレンジャー支援は、農業生産を核とし

て加工、流通、販売、交流等の分野に進出するアグリビジネスを推進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び確保を図ることを目的として、担い手経営体による経営発展に向けたアグリビジネスの取組をハード面から支援するものである。

(ア) 事業内容

a アグリビジネス支援施設等整備

農業生産を核に加工・流通・販売・交流等のアグリビジネスに挑戦する上で必要となる生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備

b アグリビジネス支援施設等整備附帯事業

アグリビジネス支援施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる新たなマーケットの開拓及び実践的な知識・技術の習得活動等

(イ) 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 所得の向上

b 農畜産物等の売上額

c 雇用の拡大

(ウ) 達成すべき成果目標の基準

目標値が次のいずれかの基準を満たしていること

a 構成員のうち農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想における「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に到達する者が 1 以上増加

b 農畜産物等の年間売上額がおおむね 3 千万円以上に達する又は現状に比べ 30% 以上増加

c 施設等の整備や経営展開等により雇用者が 3 人以上又は延べ 700 人・日以上増加

エ 水田農業経営構造確立緊急対策

水田農業経営構造確立緊急対策は、米政策改革を踏まえ、地域水田農業ビジョンに示される担い手への土地利用集積の目標達成を目指し、早期に望ましい生産構造を実現するため、担い手への農地の利用集積面積の一定の増加を目指す地区に対して、集積目標を達成するために必要な地域の創意・工夫に応じた農業機械・施設等の整備等を支援するものである。

(ア) 事業内容

a 水田農業構造改革施設等整備

米政策改革を促進し、望ましい生産構造を実現するため、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を立てた地域が目標を実現するために必要とする機械及び施設等の整備

b 水田農業構造改革施設等整備付帯事業

a の水田農業構造改革施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等

(i) 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 利用集積率（必須設定）

担い手農地利用集積率に関する目標

b 連担化率（任意設定）

a の担い手に利用集積する農地面積に占める連担地の形成がなされた面積の割合に関する目標

(ii) 達成すべき成果目標の基準

担い手農地利用集積率が60%以上（既に60%以上に達している地区においては、利用集積率が現状より5ポイント以上増加すること）

（予算額強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数）

(2) 経営構造対策推進事業

経営構造対策推進事業は、経営構造対策等（(1)参照）の適正かつ円滑な推進及びアグリビジネスの一層の推進を通じた地域農業の構造改革を積極的に支援するため、全国段階において次に掲げる事業を実施するものである。

ア 経営構造対策経営管理指導事業

経営構造対策推進方策検討会及び研修会の開催等

イ 経営構造対策等支援事業

経営構造対策等の普及啓発資料の作成及び配布、地域支援活動、経営アグリビジネススクールの開催等

ウ 新商品・新技術開発プロジェクト事業

(ア) 審査事業

新商品・新技術のアイデアの公募・選定、研究開発への支援活動等

(イ) 研究開発事業

(ア)により選定されたアイデアを実現させるための研究開発等に必要な経費を助成。

エ アグリビジネスサポート事業

アグリビジネスの推進に資する各種調査研究並びにアグリビジネスに取り組む農業者等に対する積極的な情報提供活動及び支援活動の実施等

オ 地域マネジメント高度化支援事業

担い手の経営の多角化やマーケティング活動等に対するアドバイス活動、経営構造対策等の実施による確実な効果発現等を図るための支援活動、実需者との連携に関する支援活動の実施等

（予算額 191,308千円）

(3) 広域連携アグリビジネスモデル支援事業

近年、生産者と食品産業等の実需者が連携して農産物を安定供給・確保する取組、生産者側が共同で加工・販売施設等を生産地以外の都道府県に整備する取組等、農業をビジネスとしてとらえ、都道府県域を超えて生産から加工・流通・販売までを一体として行う取組が見られるようになっている。

このような広域的な取組は、消費者に新鮮で安心・安全な食料を安定供給することを可能とするとともに、地域の経済・雇用を支える重要な役割を果たすことが期待されるが、事業地が複数の都道府県にわたるため、従来の都道府県、市町村を通じた補助事業の体系では、適切かつ迅速な支援ができない状態となっている。

このため、都道府県の枠を超えて行われる広域的なアグリビジネスの取組について、新たなビジネスモデルを創出する先駆けとして全国的な視点から国が直接支援を行い、競争力のある担い手の育成及び国産農産物の競争力の強化を図るものである。

ア 事業内容

(ア) 生産者・実需者連携事業

a 生産施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者等と関連事業者等が連携し、農業生産者等が関連事業者等の求める農畜産物を安定供給するために必要となる土地基盤、生産施設等を整備する取組

b 加工施設等の整備タイプ

農業生産者等と関連事業者等が都道府県域を超えて連携し、農業生産者等が関連事業者等の求める農畜産物及びその加工品を安定供給するために必要となる加工施設、集荷施設等を整備する取組

(イ) 加工・流通拠点整備事業

複数の都道府県にわたる農業生産者等と関連事業者等が連携し、消費者に安全・安心な食料を安定供給するため、事業協同組合等が農畜産物及びその加工品を効率よく販売又は配送するために必要となる施設整備等の取組

(ii) 生産者連携事業

a 生産・加工施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者等が共通した生産技術により農畜産物を生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、土地基盤、生産施設、加工施設等を整備する取組

b 販売施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者等が連携し高付加価値化した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、加工施設、販売施設、食材供給施設等を整備する取組

イ 事業の成果目標及びその基準

事業実施計画承認年度から 3 年度目を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

(ア) 生産者・実需者連携事業

a 生産施設等の整備タイプ

(a) 関連事業者等との連携

事業実施主体と関連事業者等の間で取引が行われる連携作物の取扱数量が次の①又は②のいずれかとなること。ただし、現在、連携作物の取引が行われていない場合にあっては、①によるものとする。

① 目標年度において、事業実施主体における連携作物の全取引数量に占める事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降 3 年間以上の取引契約を締結している関連事業者等との取引数量の割合がおおむね 50% 以上

② 目標年度において、事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降 3 年間以上の取引契約を締結している関連事業者等との連携作物の取引数量が、現在に比べおおむね 20% 以上増加

(b) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基盤強化法第 6 条に基づき当該市町村が策定する基本構想（以下、「基本構想」という。）の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が 1 以上増加

b 加工施設等の整備タイプ

(a) 関連事業者等との連携

事業実施主体と関連事業者等との間で取引が行われる連携作物の取扱数量が次の①又は②のいずれかとなること。ただし、現在、連携作物の取引が行われていない場合にあって

は、①によるものとする。

① 目標年度において、当該施設で取り扱う連携作物の全取引数量に占める事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降 3 年間以上の取引契約を締結している関連事業者等へ販売する連携作物の取引数量の割合がおおむね 50% 以上

② 目標年度において、事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降 3 年間以上の取引契約を締結している関連事業者等へ販売する連携作物の取引数量が、現在に比べおおむね 20% 以上増加

(b) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が 1 以上増加

なお、構成員が農業協同組合等の場合は、当該施設に連携作物を出荷する組合員のうち基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が 1 以上増加

(イ) 加工・流通拠点整備事業

a 農業生産者等との連携

目標年度において、事業実施主体と出資関係にある農業生産者等又は目標年度以降 3 年間以上の取引契約を締結している農業生産者等からの取引数量が、整備する施設で取り扱う農畜産物全体のおおむね 50% 以上

(ウ) 生産者連携事業

a 生産・加工施設等の整備タイプ

(a) 農業生産者等との連携

共通した生産技術により生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物の連携販売量が、次の①又は②のいずれかとなること。ただし、現在、連携販売が行われていない場合にあっては、①によるものとする。

① 目標年度において、事業実施主体における連携販売の対象となる作物の全取引数量に占める連携販売量の割合がおおむね 50% 以上

② 目標年度における連携販売量が、現在の連携販売量に比べおおむね 20% 以上増加

(b) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想の目標とすべき所得水準に

年間所得が到達する者が1以上増加

なお、事業実施主体が農業協同組合等の場合は、当該施設を利用する組合員のうち、基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

b 販売施設等の整備タイプ

(a) 農業生産者等との連携

事業実施主体において、事業実施主体と出資関係にある農業生産者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している農業生産者等との間で取引が行われる農畜産物の連携取扱量が、次の①又は②のいずれかとなること。ただし、現在、連携した農畜産物の取扱いが行われていない場合にあっては、①によるものとする。

① 目標年度において、当該施設で取り扱う農畜産物の総量のうち、連携取扱量の割合がおおむね50%以上

② 目標年度における連携取扱量が、現在の連携取扱量に比べおおむね20%以上増加

(b) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

なお、構成員が農業協同組合等の場合は、当該施設に農畜産物を出荷する組合員のうち基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

(予算額 1,200,000千円)

(4) 人権問題啓発推進事業

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月6日 法律第147号)の基本理念に則り、全国農林漁業関係団体がその職員等を対象に実施する人権教育・啓発活動を支援する。

(予算額 11,498千円)

(5) 人権問題啓発推進事業委託

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月6日 法律第147号)の基本理念に則り、地域レベルの農林漁業関係団体の職員を対象にする人権教育・啓発活動を都道府県に委託する

(予算額 26,349千円)

(6) アイヌ農林漁業対策事業

アイヌ農林漁業対策事業は、北海道におけるアイヌ関係農林漁業者の経営の近代化と生活水準の安定向上を図ることを目的とし、昭和51年度から実施している

ものである。平成17年度においても本事業を引き続き実施し、農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設の整備を支援する。

(予算額 49,841千円)

(7) 農業経営 IT 活用支援推進事業

情報通信技術 (IT) は、経営や流通の効率化・高度化等企業的農業経営の展開を図るために多面的に活用できる有効な手段であり、「e-Japan 重点計画2004」の方針等に則り、農業経営の一層の高度化・効率化等に資する情報利活用システムの充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、①インターネットを活用した双方向での情報の受発信や相談を簡便に行えるシステムの構築、②次世代 IP 通信技術の農業分野への導入の基礎作りのための研究開発、③生産技術の高位平準化や経営の高度化等に資するための解析システム、④メーリングシステムのコンテンツ利活用システム等の研究開発等を行う。

(予算額 108,401千円)

第8節 協同農業普及事業

農業改良助長法(昭和23年法律第165号)に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、国と都道府県が協同して行う農業に関する普及事業(協同農業普及事業)を実施した。

1 協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業に係る経費の財源として、国から都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。

(予算額 21,812,440千円)

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった協同農業普及事業は以下のとおりであった。

(1) 普及指導員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に普及指導員を設置した。

普及指導員は、その大部分が普及指導センターに所属し、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ちつつ、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を実施するとともに、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催等の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行った。

また、一部の普及指導員は農業者研修教育施設(道

府県農業大学校等）に所属し、青年農業者その他の農業を担うべき者に対して、農業生産及び農業経営に関する高度な技術及び知識に関する研修教育を行った。

普及指導員の任用については、国が実施する普及指導員資格試験に合格した者の中から任用を行い、その他無試験による任用として、各都道府県がそれぞれの農業事情等を勘案し、経験年数等国が定める一定の資格要件を有する者の中から任用を行った。

なお、普及指導員の設置数は8,886人(平成17年4月1日現在)であった。

(2) 普及指導員の活動

農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進める観点から、直接農業者に接して、次のような活動を実施した。

ア 農業経営及び農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うため、農業者に対する巡回指導及び相談

イ 試験研究機関等で開発された新技術等の実証展示を行うための実証ほの設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

ウ 農業経営及び農村生活に関する情報の農業者等への適時、適切な提供

エ 農業者を対象とした研修会や講習会の開催

オ 普及指導活動の充実を図るため、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法についての調査研究

(3) 普及指導センターの運営

現地での活動を本務とする普及指導員の活動の拠点として、普及指導員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた普及指導活動の推進、市町村、農業協同組合等との連絡を緊密にし、農業者に対する情報提供及び新規就農を促進するための活動を行うことを目的として、普及指導センターの設置・運営を行った。

なお、普及指導センター数は457(平成17年4月1日現在)であった。

また、普及指導センターにおいて、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、普及指導員相互の緊密な連絡の下に、普及指導員の事務分担や活動体制の決定、概ね5年間にわたる普及指導基本計画及び毎年度の普及指導年度計画の樹立を行うとともに、普及指導センターを拠点とした普及指導活動の効率的・効果的な推進、農業者への有益な情報の提供及び新規就農の促進を図るため、次のような事業を実施した。

ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材、実習指導用機材等の整備

イ 農業者に対して、農業技術や農業経営等に関する有益な情報の提供

ウ 普及指導員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備

エ 普及指導センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体の職員及び普及指導協力委員を構成員とする地域農業改良普及推進協議会等を開催し、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等を実施

オ 普及指導員の産前産後の休暇・育児休業中にその普及指導活動を代替して行う職員の設置

カ 新規就農に向けた啓発及び相談を行うための交流会・研修会等の開催及び就農相談員の設置

キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

(4) 普及指導協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者、例えば新技術の実践、農村青少年の育成等地域において先導的な役割を担う農業者等を、都道府県が普及指導協力委員として委嘱し、これらの者が普及指導員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を実施した。

(5) 普及指導員の研修

農業技術の高度化、農業経営の専門化等に対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、普及指導員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修を実施(国が実施する研修への派遣を含む。)するとともに、このために必要な研修用機材を当該研修を実施する施設に整備した。

ア 県段階における研修

新任の普及指導員に対する研修、普及指導員を対象とした高度・先進的技術、各県固有の技術等の専門技術の強化のための研修、経営に関する研修及び普及指導センターにおける普及指導活動の企画・管理上の諸課題を解決できる能力を養うための研修

イ 国段階における研修

新任の普及指導員に対する研修、普及指導員を対象とした普及指導活動に必要な知識及び技術を習得させるとともに、高度な普及指導活動の展開に必要な応用技術を体系的に理解させ、今後の現地活動の方向づけに必要な能力を付与する研修及び新任の普及指導センター所長等普及指導活動拠点の長を対象

とした研修

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の優れた指導者の育成に資する観点から、農村青少年に対する研修並びに青年農業士の認定とその育成及び活動の助長等を行った。

農村青少年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農村青少年を「青年農業士」として認定し、農村青少年団体の指導者として位置づけるとともに、併せて研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。

(7) 農業者研修教育施設の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設（道府県農業大学校等）に長期の研修教育を行うための養成課程を置くほか、県の農業及び農村の実情に応じ、当該施設に養成課程の卒業者に対し、より高度な研修教育を行う研究課程及び個別技術等の短期研修を行う研修課程を設置した。

養成課程においては、専門区分及び専攻コースを設け、講義、実習等により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を体系的かつ実践的に習得させること、研究課程においては、専攻区分を設け、経営環境の変化に迅速に対応し得る、より高度な経営管理能力を効率的に習得させること、また、研修課程においては新規就農希望者、青年農業者、中堅農業者、先進的農業者等幅広い層を対象に、経営の発展段階、地域における役割等に応じて、農業又は農家生活に関する知識及び技術を体系的に習得させることを目的とした研修教育を実施した。さらに、これらのために必要な機材等の整備を行った。

また、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修、指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修（国が実施する研修への派遣も含む。）を実施した。

2 協同農業普及事業の効率的・効果的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 革新的技術等の普及促進のための取組の実施

革新的技術の導入等により経営改善に取り組む担い手を支援するため、①現地実証活動等により生産技術支援、②経営改善資金計画書作成及び導入後の計画達

成に向けたアドバイス等のフォローアップ活動等の支援、③新事業を創造し経営改善に取り組もうとする経営体に対し、ノウハウ等の提供を実施した。

また、消費者の視点を重視した地域農業の再生等に取り組む地域を支援するため、④食料・農業・農村基本計画の主要課題である品目横断的な政策への移行等に即した農業構造改革等への支援、⑤消費者ニーズに応じた品種、新技術の導入等の支援、⑥高付加価値型農業への転換促進への支援、⑦生産振興と経営安定に係る普及活動方策を検討・策定するとともに、農業者等の意向を踏まえた地域に適合したバランスのとれた技術・経営マニュアルの作成や濃密な技術・経営指導を実施した。

また、これらの高度で重点的な普及指導活動を実施するため、(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、普及指導員の調査研究活動の円滑な実施を支援するとともに、効率的・効果的な普及手法等の検討を行うための全国・ブロック協議会の開催に対する取り組みを支援した。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数、革新的技術導入総合支援事業11,677千円)

(2) 民間能力活用促進のための支援活動

質の高い担い手の確保を図るため、農業法人への就農者等に対する効率的・効果的な研修計画の策定等を支援するとともに、市町村・農業団体における技術指導拠点の機能強化を図り、営農指導員等に対し、一般的な営農指導能力の向上を図るための研修を実施した。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数)

(3) 普及指導員等の資質向上のための取組の実施

担い手育成のための高度で重点的な支援活動を行う普及組織の機能強化を図るため、これらの活動を行う普及指導員等に対し都道府県における研修の実施、外部研修の受講等資質向上のための取組を実施した。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数)

(4) 遊休農地解消のための普及活動の実施

①遊休農地の解消に係る技術的課題解決を図るため、新規作物導入支援や技術・経営管理指導を実施した。

また、②全国農業会議所に対し助成し、遊休農地解消データベースの構築による情報の収集提供及び、(社)全国農業改良普及支援協会に対し助成し、遊休農地解消に関する技術情報の提供や情報交換会の開催を通じた普及組織による遊休農地解消に向けた取り組

みを支援した。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数、遊休農地解消普及活動特別事業30,000千円)

(5) 普及職員機能強化緊急対策事業

普及組織のスリム化を踏まえて、普及職員の OJT 研修の効率化及び高度化を図るため、(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、e—ラーニング手法を用いた研修等の運営を行うとともに、講座の充実を図るため新しいコンテンツを開発した。さらに、普及指導員資格未取得者を対象に、計画的に普及指導員に養成するための養成マニュアルを作成した。

(予算額 58,390千円)

(6) 革新的農業技術習得研修委託

コメ政策の抜本的改革、バイオマスの利活用や高付加価値型農業の展開等農政の重要課題解決を踏まえ、意欲ある担い手に対する革新的技術・経営方式の導入支援を強化するため、高度で先進的な革新的農業技術に関する知識や技術を習得させる研修及び普及現場における技術的課題解決のための調査研究能力の向上を図るための研修を、(独)農業・生物系特定産業技術研究機構等に委託して実施し、普及職員の資質向上を図るとともに、試験研究機関と普及組織の連携強化を図った。

(予算額 31,005千円)

(7) 普及職員自己研修支援体制整備調査等委託

農林水産研修所生活技術研修館を普及職員の資質向上のための自己研修の拠点として整備するため、(社)全国農業改良普及支援協会に委託し、自己研修を支援する施設としてのあり方等の検討、自己研修に関する実態調査、普及関係の文献の情報収集及び整理等を実施した。

(予算額 6,634千円)

(8) 普及指導センターにおける情報受発信機能の強化

IT を活用した農業経営の発展と担い手の育成に資するため、普及指導センターに蓄積された生産・経営情報等の電子化による有用なデジタル・コンテンツの充実を図るとともに、農業者が普及指導センターと情報のやり取りができる「バーチャル普及指導センター」のデータベース構築等、普及指導センターのシステム整備に対する支援を行った。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数)

(9) 普及活動情報基盤整備事業

最新の技術・経営に関する情報を普及指導センターに迅速に提供し、効率的な普及活動を支援するため、(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、①普

及情報ネットワークを通じ、情報の収集・提供、データベースの活用及びその運営体制の整備、②普及職員が調査研究や普及活動を通じて得た各種の知見・ノウハウや、試験研究機関等で開発された農業現場のニーズに合う高度技術等をデータベース化し、かつ、利用価値の高い情報を迅速に抽出できる普及活動効率化支援システムを構築、③普及指導センターに蓄積された生産・経営情報等の電子化推進への支援及び「バーチャル普及指導センター」の構築について、専門家による調査、支援を行った。

(予算額 166,736千円)

第 9 節 農業改良資金制度

農業の担い手が農業経営の改善を目的として、その自主性や創意を活かしつつ、都道府県知事から貸付資格の認定を受けた農業改良措置（新たな農業経営部門への進出、新たな先駆的技術の導入等）に取り組む際に必要な資金の無利子貸付けを行った。平成17年度については、前年度に引き続き、普及メールマガジン・ホームページを活用した制度や貸付事例等の情報提供や関係機関の研修会等を通じ、農業者や関係機関への一層の利用促進を図った。

第10節 新規就農者・青年農業者の育成確保対策

近年、農業法人に雇用される形での就農が増加するなど就農ルートが多様化していることに対応し、農業の内外からチャレンジ精神をもつ人材を確保するため、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成7年法律第2号）に基づき講じる支援措置のほか、情報提供や研修等の支援施策の拡充等により、新規就農者の裾野の拡大及び多様な就農の促進を図った。

1 新規就農者に対する資金面での支援

農内農外からの新規就農の増大を図るため、青年及び近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるための知識及び技能を有する中高年齢者並びに青年等をその営む農業に就業させようとする者に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修（就農研修資金）、その他の就農の準備に必要な資金（就農準備資金）及び農業経営を開始するのに必要な資金（就業させようとする者を除く）（就農施設等資金）の無利子貸付けを行った。

(就農支援資金貸付枠 140億円)

2 全国及び地域段階における就農支援体制の整備

(1) 強い農業づくり交付金のうち経営力の強化

農林水産省関係補助事業の統合・交付金化に伴い、従前の補助事業である新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業及び農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業の一部を強い農業づくり交付金に統合した。

ア 新規就農等促進総合支援

本事業は、新規就農の促進を推進するため都道府県及び地域段階において次の諸活動を実施するものである。

(ア) 体験活動の推進

- a 農業体験活動の推進
- b 修学旅行等受け入れ条件整備の推進
- c 水辺環境体験学習の推進

(イ) 新規就農の促進

- a 就農・就業相談窓口整備
- b アグリカレッジ・Uターン者等研修コース設置運営
- c 農業大学校指導職員研究活動推進
- d 援農支援体制整備
- e 青年農業者組織育成推進
- f 就農定着サポート
- g 現地実践研修農場設置運営

イ 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業

本事業は、次代の農業を担う意欲と技術・経営能力に優れた青年農業者を育成・確保するため、道府県農業大学校等において、技術革新に対応した高度な研修教育体制を整備するとともに、地域段階における実践的な個別技術に関する研修を行うための施設を整備するものである。

(ア) 研修教育基幹施設

道府県農業大学校において研修教育を実施する等のための研修教育棟、宿泊棟等施設、農業生産実習、食品加工実習等施設、新技術・環境保全型農業研修施設、公開講座、体験交流等施設、離職者職業訓練用研修施設・機械、調査研究・実験用施設・機材等の整備

(イ) 現地濃密指導施設

地域段階において道府県農業大学校、普及組織、試験研究機関が一体となって実践的な個別技術に関する研修を行うための短期研修教育施設、長期研修教育施設、個別経営指導等診断研修施設、宿

泊施設、土壌等分析・診断研修施設、研修用農業機械施設、簡易ほ場整備等の整備

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数)

(2) 新規就農等促進総合支援事業

ア 中央団体推進事業

(ア) 体験活動推進

子どもたちの体験活動の全国組織づくりに向けた推進協議会の設置、全国組織参加団体の登録、活動体験発表会の開催、普及啓発資料等の作成、モデル地区での体験学習の支援を行った。

(イ) 新規就農促進

全国新規就農相談センターにおける就農・就業相談及び無料職業紹介、無料職業紹介のネットワーク体系の整備、農外企業に対する就農情報の提供や出前就農相談、就農関連情報の収集及びインターネット等を通じた情報提供、主要都市でのニューファーマーズフェアの開催、農業法人における学生等を対象とした農業就業体験（インターシップ）、先進経営体における実践的な職場内研修、農業技術能力評価制度の創設への支援を行った。

イ 民間団体総合支援事業

(ア) 体験活動推進

小中学校における体験学習に関する調査研究、農業体験学習に役立つ情報のwebサイトでの提供、農業体験学習指導者の研修等の実施。また、民間の農業研修教育施設を活用した都市部の小中学生等に対する農業体験学習の機会の提供、小中学校の先生等を対象にした研修の実施、中学生向けの職業としての農業に対する興味を喚起するためのプログラム及び教材の開発等を行った。

(イ) 新規就農促進

IJU ターン等による就農・就業を希望する大都市圏の就農希望者等に対する就農準備校における基礎から実践までの研修体制の整備、諸外国における新規就農促進方策の調査研究等を行った。

(予算額 3億3,803万円)

(3) 農村青少年研修教育団体事業

ア (社)全国農村青少年教育振興会に助成して、農村青少年を対象とした国内先進地留学研修、全国農業青年交換大会、全国青年農業者会議等を実施した。

また、農村青少年の育成指導を円滑かつ効果的に推進するため、指導農業士全国研究会を開催した。

(予算額 1,597万円)

イ (社)国際農業者交流協会に助成して、農村青少年

を欧州等の先進農家へ1年間派遣し、農業の実務研修を受けさせる農業実習生海外派遣事業等を実施した。

(予算額 2,406万円)

ウ 青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設（鯉淵学園農業栄養専門学校、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園）の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員の設置等に対して助成した。

(予算額 2億230万円)

(5) 独立行政法人農業者大学校の運営

独立行政法人の農業者大学校において、青年農業者に対し3年間の特色ある教育を通じて、幅広い視野と応用能力を付与することにより、自ら近代的な農業経営を実践し、地域農業のリーダーとなるべき優れた人材を育成した。

(予算額 5億8,555万円)

第11節 女性・高齢者対策

農業就業人口の過半を占め、農業生産や地域社会において重要な役割を果たしている女性の社会・経営参画の促進及び女性がより一層活躍できる環境整備を進めるとともに、意欲ある高齢者がその知識と技能を活かしつつ、生きがいを持って地域活性化や担い手支援等に関する活動ができるよう施策の総合的な推進を図った。

1 農山漁村男女共同参画の推進

「食料・農業・農村基本法」及び「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、農山漁村における男女共同参画を実現するため、地域の政策・方針決定の場への女性の登用拡大や女性の農業経営への参画促進を図った。

(1) 農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業

女性の社会参画・経営参画を進めるため、女性認定農業者の拡大や家族経営協定の推進に向けた普及啓発活動、女性の農業経営や起業活動の高度化に向けた研修等を実施するとともに、女性のネットワーク化や農業経営と育児の両立支援のためのシンポジウム等を開催した。また女性が利用しやすい情報提供体制の整備として携帯電話向けの農村女性支援サイトを構築した。

(予算額 1億2,090万円)

(2) 強い農業づくり交付金のうち農業・農村男女共同参画の推進

農業・農村における女性の参画を進めるため、地域

段階での女性の参画目標の設定やその達成に向けた普及啓発活動、女性の農業経営や起業活動に関する研修の実施、地域の男女共同参画担当窓口の強化、女性の参画促進に関する情報提供等に必要な経費を都道府県等に助成した。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数)

(3) 農村生活総合調査研究事業委託費

普及事業の高度化に即した調査研究の充実等を図る観点から、農村生活及び社会環境の改善向上に資するため、女性農業者の社会・経営参画を促進するための環境整備、高齢者の活用による農業・農村の活性化、女性農業者が子育てしやすい環境づくり等の手法についての総合的な調査研究を行った。

(予算額 5,137万円)

2 農山漁村高齢者対策

「食料・農業・農村基本法」及び「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、農山漁村における高齢者対策の推進のため、以下の施策を実施した。

(1) 強い農業づくり交付金のうち高齢農業者の能力の活用促進

今後、農業従事者の大幅な減少が見込まれる中、高齢者の持つ能力を担い手支援や地域活性化のために活用していくため、地方公共団体等に対し高齢者が活動しやすい環境づくりを行うとともに、高齢者が行う活動への支援等を行った。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数)

(2) シニア能力活用促進事業

高齢者が長年培った経験や技能を、担い手支援や地域活性化のために活用していくため、普及・啓発活動を全国レベルで行った。

(予算額 480万円)

第12節 農業協同組合等

1 農業協同組合及び同連合会

(1) 農協系統の現状

農協は、農業者の相互扶助を基本理念とする協同組織であり、農業者の営農活動や生活の向上のため、経済事業、信用事業、共済事業等を展開している。これらの事業を総合的に行う総合農協の数は、929組合(17年3月末現在)あり、地域の組合員等に対し、各種サービスを提供している。また、総合農協等が会員とな

り都道府県と全国段階に連合会が組織され、これらの指導組織としての中央会と関連団体や子会社等を含め、農協系統（JA グループ）が構成されており、食料の安定供給や農業の持続的発展、農村の振興に大きな役割を果たしてきている。

近年、農協系統を取り巻く事業環境や食料・農業・農村をめぐる情勢は大きく変化しており、農協系統の組織や各事業については、様々な見直しが進められてきた。具体的には、総合農協の合併、地方組織と全国組織の統合、人員の削減、JA バンクシステムの確立や信用・共済事業における他の金融・保険業態と同等の規制措置の導入等が行われてきている。これらの取組については、一定の成果があげられているが、残された課題である経済事業改革を進展させるためには、全国組織である全農の改革を進める必要があることから、省内に副大臣を座長とする「経済事業改革チーム」を設置して、全農を中心とした経済事業のあるべき姿について検討し、平成17年7月に「経済事業のあり方の検討方向について（中間論点整理）」を取りまとめた。また、全農の度重なる不祥事も踏まえ、同年10月に発出した業務改善命令に基づき同年12月に全農から改善計画が提出され、その進捗状況について「経済事業改革チーム」において確認するなど、全農の改善計画に対する取組について監視・指導している。

農協系統の現状を概観すると、17年3月31日現在における農業協同組合の数は単位農業協同組合が3,434（うち総合農協929）、連合会が260（うち全国区域のもの18）で16年度中に単位農業協同組合が232（うち総合農協23）、連合会が16それぞれ減少している。

17年度における総合農協の合併実績は18件であり、参加農協数は40農協であった。

16事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、505万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し5万3千人減少し、准組合員の数は401万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し9万9千人増加している。

（2）農協系統の財務の概況

16事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・資本の計）86兆3,530億円で、前年度比1.9%増加した。これら調達資金の91.2%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の91.9%である79兆3,950億円が信用事業資産（預金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比2.1%増加している。固定資産は前年度比2.1%減少し3兆2,814億円、外部出資は前年度比6.6%増加し1兆8,242億円である。

資本については、5兆2,725億円で、前年度比2.3%増加した。

（3）農協系統の行う各事業の概況

ア 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

16事業年度末における1組合平均の営農指導員数は16.0人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜、畜産等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の約1割となっている。

イ 信用事業

農協における17年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は78兆8,653億円（1組合当たり875億円）、貸出金残高は20兆8,090億円（同231億円）、有価証券は4兆7,461億円（同53億円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ1.5%増、0.1%減、12.8%増となっている。

また、信農連における17年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は49兆111億円（1信農連当たり1兆3,614億円）、貸出金残高（金融機関貸出を除く。）は5兆18億円（同1,389億円）、系統預け金は27兆1,078億円（同7,530億円）、有価証券は17兆446億円（同4,735億円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ0.8%増、1.9%増、4.0%減、6.2%増となっている。

ウ 経済事業

16事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆6,030億円となっており、そのうち主要なものは畜産1兆1,856億円（25.8%）、米1兆0,242億円（22.3%）、野菜1兆2,462億円（27.1%）、果実4,572億円（9.9%）である。

また、購買事業の取扱高は3兆5,253億円となっており、そのうち主要なものは飼料3,636億円（10.3%）、肥料3,034億円（8.6%）、農薬2,510億円（7.1%）、農業機械2,717億円（7.7%）、燃料5,878億円（16.7%）、食料品5,148億円（14.6%）、日用雑貨917億円（2.6%）、家庭燃料2,044億円（5.8%）である。

エ 共済事業

17年度末の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、360兆2,845億円（前年度末368兆1,641億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、4,670億円（同4,743億円）となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金1兆442億円、満期共済金2兆5,426

億円、合計3兆5,868億円となった。

オ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県(郡)厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、17年度末現在では33都道府県で36連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は122病院、60診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

2 農業協同組合中央会

農業協同組合中央会の事業

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する紛争の調停、④組合に関する調査・研究等を総合的に実施している。

16年度の財務規模(一般会計予算)は、全国農業協同組合中央会にあっては37億2,409万円、都道府県農業協同組合中央会にあっては364億9,497万円となっている。

3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、16年度末においては6,677法人(前年度同期6,597法人)となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は1,998、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,097、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は3,582となっている。

また、作目別にみると単一作目が5,568法人で圧倒的に多く、複合作目は1,109法人である。単一作目では、畜産(酪農、肉用牛、養豚、養鶏等)1,974法人、野菜793法人、果樹523法人等が多い。

4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合(農林年金)は、農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業及び福祉事業を行うため、昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つであるが、公的年金制度の一元化の一環として、平成14年4月に厚生年金と統合した。この統合により、農林年金は職域年金相当部分のみを特例年金として支

給するために、経過的に存続することとなっている。
(17年度末年金受給権者数：375,077人)

5 農協に関する統計調査

(1) 一 斉 調 査

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その組織、財務及び事業の状況を調査し、統計表として公表した。16事業年度の各統計表の集計組合等数は総合農協913、専門農協796、都道府県区域農協連合会112及び農事組合法人1,977であった。

(2) 農業協同組合等現在数統計

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その現在数(17年3月31日現在)及び16年度における設立、合併及び解散の状況を調査し、公表した。

第13節 農 林 漁 業 金 融

1 組合金融の動き

平成17年4月1日より、貯金等定額保護(元本1千万円までとその利息の保護)の範囲が定期性貯金から普通貯金等にまで拡大し、これをもって、決済用貯金を除く全ての貯金について、貯金等全額保護の特例措置が終了し、ペイオフが全面解禁された。

第162回国会(常会)においては、会社に係る各種の制度の在り方について体系的かつ抜本的な見直しを行うことなどを内容とした「会社法」が成立した。同時に、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、農業協同組合法など関係法律の所要の整備が行われた。また、偽造キャッシュカードによる被害が社会問題化したことから、議員立法により「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」が成立し、平成18年2月10日に施行された。

さらに、第163回特別国会では、郵政民営化関連6法案が成立し、平成19年10月1日から郵政民営化が実施されることになった。また、銀行代理業制度の創設等を措置する「銀行法等の一部を改正する法律」が成立し、農協等にも特定信用事業代理業制度が措置されるなど農業協同組合法等の改正が行われた。

また、平成18年度末からパーセルII(新しい自己資本比率規制)が国内で実施されることとなっており、このうち第1の柱(最低所要自己資本比率)については、農林水産省及び金融庁において平成18年3月28日に自己資本比率告示を改正し、平成19年3月31日から施行することとした。

この他、農林中央金庫が中心となって策定した自主ルールに基づき、農協系統信用事業のより一層の信頼性向上に向けて、行政庁及び農林中央金庫による組合に対するモニタリングの実施、必要に応じた個別の指導、JAバンク支援基金による資本注入の支援等に取り組んだ結果、早期是正措置命令の発動が回避されるなど、農協系統信用事業の健全性が確保されているところである。

以上のような情勢の下、平成17年度の系統信用事業は、次のような動向となった。

(1) 農 協 の 動 き

ア 貯金

17年度末の貯金残高は78兆8,653億円となり、16年度末に比べ1兆1,968億円、1.5%増加した。

イ 借入金

17年度末の借入金残高は2,145億円(このほか農林漁業金融公庫から転貸借入金2,715億円)となり、前年度末残高(1,796億円)より349億円、19.4%増加した。

ウ 貸出金

17年度末の貸出金残高は20兆8,090億円(このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高3,051億円、金融機

関貸出2,045億円)となり、前年度に比べ254億円、0.1%減少し、貯貸率は26.8%から26.4%へと減少した。

貸出金残高を短期、長期別にみると、年度間増加率は、短期貸出が7.1%減(前年度7.9%減)、長期貸出は0.9%増(前年度0.0%増)となり、長期貸出比率は90.4%(前年度89.7%)となった。

エ 余裕金

農協の余裕金(現金を除く。)は、主として信農連への預け金および有価証券で運用されており、その17年度末残高は58兆8,695億円で、前年度末残高(57兆6,987億円)より1兆1,708億円、2.0%増加した。

その運用内訳をみると、預け金54兆1,069億円で余裕金の91.9%を占め、前年度に比べ6,348億円、1.2%増であった。このうち系統への預け金は53兆8,886億円で、余裕金全体の91.5%を占めており、前年度(92.3%)より、0.8ポイント減少した。

また、17年度末における有価証券保有残高は4兆7,461億円と前年度に比べ5,404億円(12.8%)増となり、余裕金全体に占める割合は7.3%から8.1%へと増加した。(表6)

表6 農協信用事業主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金 (農林公庫 転貸資金 を除く)	貸出金(B) (農林公庫 資金、金 融機関貸 出を除く)	預け金	うち系統 預 け 金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
16年3月末	759,765	1,774	210,203	519,581	517,290	40,336	27.7
17年3月末	776,686	1,796	208,344	534,721	532,616	42,057	26.8
18年3月末	788,653	2,145	208,090	541,069	538,886	47,461	26.4

(2) 信農連の動き

ア 貯金

17年度末の貯金残高は49兆111億円となり、前年度末より3,728億円、0.8%増加した。

イ 借入金

17年度末の借入金残高は657億円となり、前年度末残高(705億円)より47億円減少した。

ウ 貸出金

17年度末の貸出金残高は5兆18億円(このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高7,039億円、金融機関貸出1兆2,198億円)となり、前年度に比べ922億円、1.9%増加した。

このため、年度末残高の貯貸率は、10.1%から10.2%へと増加した。

エ 余裕金

信農連の余裕金(現金を除く。)は、主として農林中金への預け金及び有価証券で運用されており、その17年度末残高は44兆6,236億円で、前年度末残高(44兆7,626億円)より1,389億円、0.3%減少した。

その運用内訳をみると、預け金27兆2,522億円で余裕金の61.1%を占め、前年度に比べ1兆1,071億円、3.9%減であった。このうち系統への預け金は27兆1,078億円で余裕金全体の60.7%を占めており、前年度(63.1%)より減少した。また、17年度末における有価証券保有残高は17兆446億円と前年度に比べ9,882億円(6.2%)増となり、余裕金全体に占める割合は35.9%から38.2%へと増加した。(表7)

表7 信農連主要勘定

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) 金融機関貸 出を除く	金融機関 貸出	預け金	うち系統 預 け 金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
16年3月末	493,132	687	49,202	8,875	301,735	300,724	147,735	10.0
17年3月末	486,382	705	49,097	9,498	283,593	282,396	160,564	10.1
18年3月末	490,111	657	50,018	12,198	272,522	271,078	170,446	10.2

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

17年度末の預金残高は40兆4,834億円となっており、16年度(40兆4,626億円)に比べ208億円(0.1%)増加した。この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が34兆2,150億円(16年度35兆1,432億円)で、9,282億円(2.6%)の減少となった。

また、会員以外の残高は6兆2,684億円(16年度5兆3,194億円)で、9,490億円(17.8%)の増加となった。なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が81.3%と太宗を占めており、水産系統3.2%、森林系統0.02%となった。

イ 農林債券

17年度末の農林債券の発行残高は4兆7,877億円となっており、16年度(4兆7,044億円)に比べ833億円(1.8%)増加した。これを利付債と割引債に分けてみると、利付債の発行残高は4兆3,681億円(16年度4兆1,701億円)で1,980億円(4.7%)の増加、割引債の発行残高は4,195億円(16年度5,342億円)で、1,147億円(21.5%)の減少となった。

ウ 貸出金

(ア) 会員貸出

17年度末の会員貸出残高は3,460億円、16年度

(3,763億円)に比べ303億円(8.1%)減少した。

これを団体別に見ると、農協系統は2,319億円(16年度2,330億円)で11億円(0.5%)の減少、水産系統が916億円(16年度1,180億円)で264億円(22.4%)の減少、森林系統が221億円(16年度249億円)で28億円(11.2%)の減少となった。

(イ) 会員以外の貸出

17年度末の会員以外の貸出残高は11兆6,027億円となっており、16年度(15兆3,241億円)に比べ3兆7,214億円(24.3%)減少した。このうち、関連産業法人貸出残高は3兆7,231億円(16年度4兆3,072億円)で、5,841億円(13.6%)の減少となった。他方、関連産業法人貸出以外の貸出は、農林水産業者、公共法人等貸出、金融機関貸出等があるが、これらの残高は7兆8,796億円(16年度11兆169億円)で、3兆1,374億円(28.5%)の減少となった。

エ 貸出金以外の資金運用

貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち17年度末の有価証券保有残高は45兆6,074億円(16年度37兆4,272億円)で、8兆1,802億円(21.9%)の増加となった。(表8)

表8 農林中央金庫主要勘定

	預金	発行債券	会 員 貸 出	会員以外の 貸 出	有価証券
16年3月末	409,818	52,168	4,036	173,946	335,530
17年3月末	404,626	47,044	3,763	153,241	374,272
18年3月末	404,834	47,877	3,460	116,027	456,074

資料：農林中央金庫残高試算表、ディスクロージャー誌、それぞれ単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

2 農林漁業金融公庫

(1) 貸付計画及び資金計画

平成17年度における農林漁業金融公庫の貸付計画額は、資金需要の実勢を勘案の上16年度の4,500億円から200億円減額の4,300億円とした。資金の区分別の内訳は表9のとおりである。

表9 農林漁業金融公庫貸付計画

	区 分	17年度	16年度	比較増△減
	経営構造改善	163,659	158,059	5,600
	基 盤 整 備	65,652	76,450	△10,798
	一 般 施 設	118,429	132,531	△14,102
	経営維持安定	77,260	77,960	△700
	災 害	5,000	5,000	0
	合 計	430,000	450,000	△20,000

17年度の資金交付計画の総額は、16年度の3,800億円から100億円減額の3,700億円とし、出資計画額を8億円とした。この原資として、一般会計からの出資金48億円、借入金1,954億円（うち財政融資資金1,800億円、農業経営基盤強化措置特別会計154億円）、農林漁業信用基金からの寄託金32億円及び自己資金等1,674億円（うち財投機関債230億円）を充当することとした。また、農林漁業金融公庫の収支の均衡を図るため、一般会計から補給金490億1,600万円（16年度当初550億4,100万円）の繰入れを予定した。

なお、17年度末時点の農林漁業金融公庫に対する政府出資金は3,164億円となっている。

また、17年度決算における資金運用利回りは16年度の3.04%より0.07%減の2.97%（補給金繰入前）、資金原価は3.69%（うち借入金利息2.59%、業務委託費、事務費等1.10%）であった。

(2) 制 度 改 正

16、17年度における農林漁業金融公庫融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

<16年度>

ア 既往負債により経営の維持安定に支障を来している農業者の経営改善を支援するため、農業負債整理関係資金（経営体育成強化資金・農業経営維持安定資金（再建整備・償還円滑化））の経営改善計画の策定期限が延長された。

イ 育成すべき林業者の経営規模の拡大や経営改善を重点的に支援するため、林業経営育成資金（森林取得）の貸付対象林齢の林齢制限が廃止された。

ウ 効率的かつ安定的な漁業経営の育成を支援するため、漁業経営改善支援資金（経営改善）の漁船に係る償還期限が延長された。

エ 特定農産加工業者の経営改善を支援するため、特定農産加工資金の貸付期限が延長された。

<17年度>

ア 意欲と能力のある認定農業者に優良な資金が円滑に融通されるよう措置するため、農業経営基盤強化資金（円滑化貸付）の貸付限度額が拡充された。

イ 担い手農業者の事業の再生を支援するため、経営体育成強化資金の貸付金の使途に農業経営再生計画に基づく事業が追加された。

ウ 既往負債により経営改善の取組みが遅れている漁業者を支援するため、漁業経営改善資金（経営改善）の貸付金の使途に償還円滑化資金が追加された。

(3) 貸 付 状 況

17年度の貸付額は表10のとおり2,507億円で、貸付計画額4,300億円を下回った。

ア 経営構造改善関係資金

17年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額をみると、農業経営基盤強化資金は646億円、経営体育成強化資金は38億円、漁業経営改善支援資金34億円、中山間地域活性化資金は82億円となった。これらの結果、全体としては、806億円となった。

イ 基盤整備関係資金

17年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は166億円、担い手育成農地集積資金は107億円、林業基盤整備資金は65億円、森林整備活性化資金は28億円、漁業基盤整備資金は26億円となった。これらの結果、全体としては、393億円となった。

ウ 一般施設関係資金

17年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は467億円、特定農産加工資金は227億円、食品流通改善資金は191億円となった。これらの結果、全体としては、1,018億円となった。

エ 経営維持安定関係資金

17年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農業経営維持安定資金は36億円、林業経営安定資金は253億円となった。これらの結果、全体としては、289億円となった。

オ 災害関係資金

17年度の災害関係資金の貸付額は、全体として2億円となった。

表10 農林漁業金融公庫資金貸付額

		(単位：百万円)	
	区 分	17年度	16年度
経 営 構 造 改 善	農業経営基盤強化	80,607	84,822
	経営体育成強化	64,589	59,540
	経営体育成強化	3,811	7,893
	林業構造改善事業推進	—	—
	林業経営育成	116	134
	漁業経営改善支援	3,373	5,212
	中山間地域活性化	8,222	11,300
基 盤 整 備	振興山村・過疎地域経営改善	496	744
	農業基盤整備	39,253	44,564
	担い手育成農地集積	16,581	19,575
	林業基盤整備	10,728	12,136
	森林整備活性化	6,514	8,011
	漁業基盤整備	2,817	3,083
	漁業基盤整備	2,613	1,759
一 般 施 設	農林漁業施設	101,760	98,533
	畜産経営環境調和推進	46,674	37,422
		1,502	3,785

特定農産加工	22,699	21,783
食品産業品質管理高度化促進	2,327	4,780
漁 船	469	1,125
水 産 加 工	3,745	3,803
食品流通改善	19,142	18,161
食品安定供給施設整備	3,981	7,419
塩業、新規用途、乳業	1,220	256
経 営 維 持 安 定	28,912	98,459
農業経営維持安定	3,630	9,523
林業経営安定	25,282	88,266
沿岸漁業経営安定	0	671
自作農維持	—	—
災 害	154	805
計	250,687	327,184

(注) 単位未満四捨五入につき合計と内訳が突合しないことがある。

3 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に、都道府県が行う利子補給等の措置に対して助成すること等により長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきたところであるが、三位一体の改革により、17年度から、都道府県に対する国の助成を廃止・税源移譲し、都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下で事業を実施した。

税源移譲後の事業の実施状況を把握する観点から、モニタリングを実施した。

(1) 融 資 状 況

17年度の融資実績は510億円（16年度562億円）で、承認件数は5,713件となった。（表11）

表11 農業近代化資金種類別利子補給承認状況

資金種類	17年度					16年度			
	件数 (件)	金額 (百万円)	構成比 (%)	1件当たり 金額(千円)		件数 (件)	金額 (百万円)	構成比 (%)	1件当たり 金額(千円)
個 人 施 設	5,083	35,150	68.9	6,915	個 人 施 設	5,815	39,300	69.9	6,758
うち認定農業者向け	3,831	21,943	43.0	5,728	うち認定農業者向け	4,174	26,008	46.3	6,231
うちその他担い手向け	1,252	13,208	25.9	10,549	うちその他担い手向け	1,641	13,292	23.6	8,100
	(0)	(0)	(—)	(—)		(0)	(0)	(—)	(—)
共同利用施設	630	15,853	31.1	25,163	共同利用施設	828	16,911	30.1	20,424
	(0)	(0)	(—)	(—)		(0)	(0)	(—)	(—)
合 計	5,713	51,003	100.0	8,928	合 計	6,643	56,211	100.0	8,462

(注) 1 () 内は国枠農林中金融資分であって内数である。

2 単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(2) 融 資 残 高

17年12月末の融資残高は3,316億円（うち国枠中金融資分79億円）となった。

17年度における農業近代化資金利子補給金の当初予算額は3,023万6千円であり、補正後の予算額2,559万8千円に対し決算額は1,682万8千円となった。（表12）

(3) 農業近代化資金の予算及び決算

表12 農業近代化資金の予算額及び決算額

(単位：千円)

	17年度		16年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金利子補給補助金	(—)	—	(2,736,440)	2,181,809
	—		2,532,653	
農業近代化資金利子補給金	(30,236)	16,828	(40,253)	21,084
	25,598		34,313	
計	(30,236)	16,828	(2,776,693)	2,202,893
	25,598		2,566,966	

(注) 1 () 内は当初予算である。

2 決算額は単位未満四捨五入につき、内訳と計が必ずしも一致しない。

4 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金制度は、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な短期運転資金を、農協系統金融機関等を通じて極度貸付方式等で供給することを目的として、6年度に創設された。

本資金制度の仕組みは、独立行政法人農林漁業信用基金に造成される国の出資金等による全国低利預託基金並びに都道府県農業信用基金協会に造成される都道府県低利預託基金をベースとして、基金協会が農協等の融資機関に低利預託を行い、融資機関が四倍協調で短期運転資金を融通する仕組みである。

融 資 状 況

17年度末の融資状況は、融資枠2,000億円に対して極度契約額は151億円（16年度149億円）で、その融資残高は71億円（16年度67億円）となった。

5 農業信用保証保険

(1) 農業信用基金協会の業務概況

17年度末の債務保証残高は6兆1,326億円（農業近代化資金2,353億円、農業改良資金52億円、就農支援資金104億円、一般資金等5兆8,817億円）で、前年度末の6兆13億円に対し1,313億円の増加となった。

また、17年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は191億2,595万円で、前年度の170億5,548万円に比べ20億7,047万円増加した。

この結果、17年度末の求償権残高は1,104億9,433万円となった。

(2) (独)農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

17年度末の保険価額残高は、保証保険3兆8,588億円、融資保険13億円で、前年度末の保証保険3兆8,783億円、融資保険29億円に対し、195億円の減少及び16億円の減少となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金491億3,700万円で、前年度末と同額となった。

また、17年度において基金協会等に支払った保険金の額は88億281万円で、前年度の70億5,393万円に対し17億4,888万円増加した。

この結果、17年度末の支払保険金残高は772億5,547万円で、前年度の711億2,559万円に対し61億2,988万円の増加となった。

(参考) 全国農協保証センターの業務概況

17年度末の再保証引受額及び保証引受額は4,914億

円（前年度5,135億円）、再保証残高及び保証残高は2兆6,304億円（前年度2兆4,188億円）となった。

(3) 農業信用保証保険関係の予算と決算

17年度においては、(独)農林漁業信用基金の財務基盤の強化するための予算として10億4,600万円（決算額10億4,600万円）を交付した。（表13）。

表13 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

区 分	17年度		16年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業信用保険事業交付金	(1,046,000)		—	—
	1,046,000	1,046,000		
農業信用保証制度	(—)		(590,000)	
円滑化対策費補助金	—	—	590,000	95,100

(注) () 内は当初予算である。

第14節 農業災害補償制度

1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国が再保険を行うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国が再保険を行わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表14のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている。（地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との2段階制による事業実施も可能。）

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務（国の出資38億円、連合会等の出資18億円）により、農業共済団体等に対し、共済金及び保険金の支払財源が不足する場合に融資を行っている。

表14 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的 (対象となる作物等)
農作物共済事業	水稻、陸稲、麦
家畜共済事業	牛、馬、豚
果樹共済事業	うんしゅうみかん、なつみかん、い よかん、指定かんきつ、りんご、ぶ どう、なし、もも、おうとう、びわ、 かき、くり、うめ、すもも、キウイ フルーツ、パインアップル
畑作物共済事業	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、 てん菜、さとうきび、茶（一番茶）、 スイートコーン、たまねぎ、かぼち ゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済事業	特定園芸施設、附帯施設、施設内農 作物
任意共済事業	建物、農機具その他上記以外の農 作物等

- (注) 1 農作物共済事業及び家畜共済事業は、原則としてその実施が義務付けられている。他の事業は、地域の実態に応じて実施する。
- 2 果樹共済事業には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
- 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノーブル、不知火、河内晩柑及びゆずを総称したものである。
- 4 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。
- 5 任意共済事業は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等の助成措置は行われていない。また、任意共済事業として現実に共済目的になっているものは、建物と農機具のみである。

2 制度の運営

(1) 平成17年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた処置

平成17年度は9月6日に九州に上陸した台風第14号及び12月初旬からの広い範囲での降雪等により大きな被害が発生した。

梅雨前線豪雨や台風第14号による暴風雨により、全国的に水稻、畑作物、果樹、園芸施設等に大きな被害が発生した。このため、「平成17年の梅雨前線豪雨、台風等による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について（経営局長通知（9月7日付け17経営第3395号））」により、適切

かつ迅速な損害評価の実施並びに共済金及び保険金の早期支払体制の確立について指導を行った。なお、水稻については、広範囲の地域において規格外米が発生した新潟、長崎、大分の3県において、「損害評価の特例措置」を実施した。

また、平成17年度は、12月初旬からの降雪等により、全国的に畑作物、果樹、園芸施設等に大きな被害が発生した。このため、「平成17年12月初旬からの降雪等による被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について（経営局長通知（12月27日付け17経営第5455号））」により、適切かつ迅速な損害評価並びに共済金及び保険金の早期支払体制の確立について指導を行った。

(2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会（会長 前川寛）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農林漁業保険審査会には、農業共済再保険部会、森林保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれており、審査事項は、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関する審査である。

平成17年は、8月5日に総会が開催され、委員の互選により会長等が選任された。

(3) 農作物共済及び園芸施設共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる農作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会（経営分科会）に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、農作物共済については平成18年2月27日付け農林水産省告示第195号、第196号、園芸施設共済については平成18年2月27日付け同第197号をもって共済掛金標準率等が告示され、農作物共済については平成18年産以降の引受けに係る共済関係から、園芸施設共済については平成18年4月1日以降の共済関係から、それぞれ適用することとされた。

3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、平成17年4月1日現在で組合等数294、うち組合215、共済事業を行う市

町村79となっている。農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、昭和45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は272(うち郡の区域を超える組合等数は174)となっている。

(2) 運 営 指 導

平成17年4月14日に都道府県主管課長及び農業共済担当者を集め、17年度における農業共済事業の運営方針について説明するとともに、組合等に対する指導を指示した。また、4月15日には連合会等参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象とした検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

(3) 団体等への助成

農業災害補償法に基づき行う共済事業及び保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、庁費などの経費を農業共済事業事務費負担金として負担しており、農作物共済、畑作物共済、果樹共済及び園芸施設共済の損害評価を実測調査等により実施するための経費、農業共済基礎組織(集落単位に共済連絡員を置き、組合等と農業者との連絡を効率的に行うような組織体制)の育成強化などの経費を農業共済事業特別事務費補助金として、インターネットを活用した総合的な電子化を進めることにより、農業共済事業の運営の効率化を図るための電子申請・総合受付システム及び農業共済情報提供システムの構築にかかる経費、大規模畜産経営における疾病の未然防止、迅速な診断・診療を可能とするための家畜群疾病情報分析管理システムの普及、家畜医療情報電送システムの整備などの経費を農業共済事業運営基盤強化対策費補助金として農業共済団体等に補助している。平成17年度における交付実績は、全都道府県43連合会294組合等で、農業共済事業事務費負担金523億4,119万円、農業共済事業特別事務費補助金1億2,656万円、農業共済事業運営基盤強化対策費補助金4億7,702万円となっている。

4 事業の実績(任意共済事業を除く)

(1) 農業共済への加入状況

平成17年産(度)の各事業を通じての延加入数は2,682千戸であり、総共済金額は2兆8,686億円となっている。

また、引受率は、当然加入制をとっている水稻、麦

及び任意加入制のうち資産価値が高く病傷給付のある家畜については比較的高位であり、任意加入制をとっている畑作物及び園芸施設では50%程度、果樹では25%程度と低位となっている。

(2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,317億円であり、このうち国庫負担は656億円、農家負担は660億円、平均国庫負担割合は50%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制(基準共済掛金率3%を境に50%と55%)をとっており、その他は定率で、畑作物は55%(蚕繭は50%)、豚40%、その他の作目(水稻、果樹等)については50%と定められている。

(3) 共済金の支払状況

平成17年産(度)において、災害のため農家に支払った共済金は合計で833億円(平成19年1月末現在)であった。

(4) 農業共済再保険特別会計

この会計は、農業共済再保険特別会計法(昭和19年法律第11号)に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。17年度における各勘定の収支の概要は、次のとおりである。(計数は単位未満切捨てによる。)

ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入153億76万円、預託金利子収入132万円の合計153億208万円であったが、他の勘定において再保険金支払財源に不足を生じなかったため繰入を要しなかったので支出は皆無であり、差引153億208万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

イ 農業勘定

当勘定の収支は、収入335億3,715万円、支出105億6,824万円、差引229億6,890万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額9,924万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると228億6,965万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

ウ 家畜勘定

当勘定の収支は、収入446億7,086万円、支出320億5,022万円、差引126億2,063万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額103億4,543万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると22億7,519万円の剰余となる。この剰余金は、積立金と

して積み立てることとして決算を結了した。

エ 果樹勘定

当勘定の収支は、収入61億5,577万円、支出12億7,318万円、差引48億8,258万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額23億248万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると25億8,010万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は、収入57億5,956万円、支出45億466万円、差引12億5,490万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額6億603万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると6億4,887万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

カ 業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入11億623万円、前年度剰余金受入等1,029万円の合計11億1,652万円、支出は農業共済再保険業務費11億1,652万円であり、差引349万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

(5) 独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績

平成17年度における独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績は次のとおりである。

ア 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、積立金23億6,296万円の計79億6,296万円であった。

イ 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された17億8,755万円と、当期中に貸し付けた22億9,121万円の計40億7,876万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数11、貸付件数は31件であった。

ウ 回収

回収金総額は25億4,295万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は15億3,581万円となった。

エ 当期損益

当期における収入総額1億9,083万円に対し、支出総額は1億6,630万円で差引2,453万円の利益であった。